

店頭外国為替取引説明書

平成 23 年 9 月 第 25 版



【店頭外国為替取引説明書】

FXTF-Y2-025

本説明書は、株式会社FXトレード・フィナンシャル（以下「当社」という。）が金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、当社がお客様との間で店頭外国為替証拠金取引【**高速FX**】【**オートFX**】【**FXTF MT4**】（以下、本説明書において「**外国為替証拠金取引**」という。）及び店頭外国為替オプション取引【**HIGH・LOW**】（以下、本説明書において「**通貨オプション取引**」という。）を内容とする契約を締結する際に、あらかじめお客様に交付することが義務付けられている契約締結前交付書面です。

「外国為替証拠金取引」及び「通貨オプション取引」をされるにあたっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。

当社の外国為替証拠金取引及び通貨オプション取引は、金融商品取引法第2条第22項第1号及び同項第3号及び金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第4項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引（以下、本説明書において「**外国為替取引**」という。）です。外国為替取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。

外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引であり、元本保証をする取引ではなく、また損失額が預託した証拠金を上回る場合もあります。

通貨オプション取引も、少ない投資資金で大きな金額を取引することから、大きな利益が得られることもある反面、投資資金の全額を失う場合もあります。

お客様におかれましては、外国為替取引を開始する場合又は継続して行う場合、事前に、本説明書を熟読され、本説明書のみでなく取引の仕組みやリスクについて十分に研究しご理解いただいた上で、ご自身の資力、知識、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合のみ、自己の責任においてお取引されますようお願いいたします。

目次

【店頭外国為替取引説明書】

目次

1. 「外国為替取引」のリスク等重要事項について	1
2. 金融商品取引業者の外国為替取引行為に関する禁止行為	6
3. 勧誘方針	8
4. 当社への連絡方法及び苦情等の申出先	8
5. 当社の苦情処理措置について	8
6. 当社の紛争解決措置について	9
7. 当社の概要ならびに当社事業の内容及び方法の概要	10
8. 「外国為替取引」の概要	12
I. 「外国為替取引」の概要	12
II. 証拠金の入出金及び資金の受け払い	14
III. お客様の同意を得て行うべき事項	15
IV. 益金に係る税金	15
9. 外国為替取引要綱	16
【I】外国為替証拠金取引	16
A) 取引要綱【高速FX】	18
B) 取引要綱【オートFX】	25
C) 取引要綱【FXTF MT4】	33
【II】通貨オプション取引	43
D) 取引要綱【HIGH・LOW】	43
10. 外国為替取引用語集	51
I. 外国為替証拠金取引に関する主要な用語	51
II. 通貨オプション取引に関する主要な用語	56

【付属添付書類】

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ■ 外国為替取引約款 | ■ オートFX利用規約 |
| ■ インターネット取引規則 | ■ FXTF MT4利用規約 |
| ■ 顧客区分管理信託概要 | ■ HIGH・LOW利用規約 |
| ■ クイック入金サービス利用規約 | ■ 法人口座利用規約 |
| ■ スマートフォン利用規約 | |

1. 「外国為替取引」のリスク等重要事項について

当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引（以下「外国為替証拠金取引」という。）及び店頭外国為替オプション取引（以下、「通貨オプション取引」という。）は、金融商品取引法、同法に関する政令及び内閣府令が適用される通貨関連店頭デリバティブ取引（以下、「外国為替取引」という。）です。下記記載事項は、外国為替取引の内容について、お客様に特にご留意頂きたい重要な事項です。当社での取引をご検討頂くにあたっては、必ず事前に本説明書をよくお読みになり、本書の内容を十分にご理解ください

1. 外国為替取引はハイリスク・ハイリターンな取引であり、元本保証はありません。外国為替取引においては、取引対象である通貨の価格の変動により損失が発生することがあります。
2. 外国為替証拠金取引は、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。
3. 通貨オプション取引は、お客様が当社に所定のプレミアム（オプション料）を支払ってオプションを購入する取引で、将来の一定時点の為替レートが購入時の為替レートと比してそれ以上か以下かを予想し、その結果がお客様の予想通りとなった場合は所定のペイアウトを受取ることができ、予想が外れた場合は購入したオプションが無価値となる取引です。したがってお客様の最大損失額はお客様が支払ったプレミアムの範囲内となり、お客様は短期間で利益を得ることもありますが投資資金の全額を失う可能性があります。
4. 各国の金利水準は、時として大きく変動することがあります。外国為替証拠金取引において取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。
5. 相場状況の急変により、ビッド価格（お客様の売付価格）とオファー価格（お客様の買付価格）のспレッド幅が広くなったり、意図した外国為替証拠金取引ができなかったりする可能性があります。
6. 取引システム又は金融商品取引業者及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。
7. 取引に係るリスクに関する事項：上記 1～6 のほかに外国為替取引に係るリスクとして下記 (1) ～ (6) のリスクがあります。

(1) 価格変動のリスク

- ① 外国為替取引は、対象通貨にかかる外国為替市場の変動及び、世界中で起こる政治的・経済的な要因をはじめ、その他様々な要因により変動します。
- ② 外国為替証拠金取引は、取引金額（想定元本）がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、外国為替相場の変動がお客様の損益に与える影響は、証拠金と取引額の倍率にしたがって大きく増幅されます。し

たがって、外国為替市場の変動で多額の利益を得ることもありますが、その一方で短期間のうちに多額の損失を被る可能性があります。損失額は預託された証拠金額を超えることもあります。

(2) 金利変動リスク

外国為替取引は2国間の金利変動により、直物レートは大きく変動することがあります。また直物レートのみならず、金利の変動は外国為替証拠金取引に係る日々のスワップポイントにも影響します。

(3) 信用リスク

- ① 外国為替取引は、お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。
- ② お客様から預託を受けた証拠金は、法令に従い、当社の自己の資金とは分別して管理いたしますが、公的保護の対象ではないため、当社及び取引先銀行等の信用状況の悪化により、証拠金その他の顧客資金の返還が困難になることで、損失を被るおそれがあります。

(4) 週末・指標発表前後等のスリッページについて

- ① 週末における、天変地異、戦争、テロ又は、重要な国際会議やイベントの開催により翌週の外国為替市場に大きな影響を与えることがあります。加えて経済指標発表時には大きな相場変動があることも考えられます。このような市場下においてはスリッページが発生することがありますのでご注意ください。
- ② 外国為替市場では翌週の始値が前週の終値から大きく乖離した水準で始まる場合があります。このような場合、外国為替証拠金取引において、仮にストップ注文を入れていても、注文レートから大きく乖離したレートで取引が実行される場合があります。
- ③ 重要な経済指標発表時等の著しい相場変動時は、外国為替証拠金取引において、ストップ注文価格と成立価格にずれが生じる場合があります。

(5) 流動性リスク

- ① 外国為替市場は、時に急激な市場変動に遭遇することがあります。
- ② 外国為替証拠金取引において、外国為替市場の変動によってお客様の保有するポジションを決済することや、あるいは新たにポジションを作ることが困難となる可能性があります。
- ③ 通貨オプション取引において、外国為替市場の変動によってお客様があらたにオプションを買い付けることが困難になる可能性があります。
- ④ 戦争、事変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合にはお客様のお取引が困難あるいは不可能となる場合があります。

(6) 電子取引（インターネット取引）のリスク

- ① 当社の外国為替取引は、インターネットを利用した電子取引であるため、電子取引に伴うリスクがあります。

- ② お客様が所有する通信回線及びシステム機器、又は第三者が所有する通信回線及びシステム機器に異常・障害が発生した場合には、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。
 - ③ 当社が所有する通信回線及びシステム機器に異常・障害等が発生した場合には機会利益の喪失などのリスクが発生します。
 - ④ 電子取引では、お客様が売買注文の入力を誤った場合等、意図しないレートで取引が成立してしまうことがあります。
 - ⑤ 当社の外国為替取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、又は窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。
8. 外国為替証拠金取引に関して、新規注文（注文訂正を含む）の際、取引対象通貨ペアの新規建て玉時（注文訂正時を含む）における証拠金が、法令等で定める証拠金率に満たない場合（法人取引は除く。）、又は、当社の定める水準に満たない場合、出された新規注文は受け付けられません。
 9. 外国為替証拠金取引に関して、お客様の「証拠金維持率」が当社の定める水準を下回った場合、又は当社が定める営業日毎の一定の時刻（「証拠金率判定時刻」）において、お客様の口座全体の証拠金率が法令等で定める額又は当社の定める水準を下回った場合、当社はお客様に通知することなく、お客様口座内の未決済のポジションを強制的に決済（ロスカット）します。詳しくは、「9.店頭外国為替取引「取引要綱」【I】店頭外国為替証拠金取引についての各々の外国為替取引の取引要綱の「10.証拠金」及び「11.ロスカット」をご参照下さい。）但し、相場が急激に変動した場合には、ロスカットがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。
 10. 外国為替取引の取引手数料は無料です。したがって、取引時にお客様と当社が合意したレートがそのまま約定レートとなります。但し、今後、取引手数料は変更される場合があります。
 11. お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。
 12. 外国為替取引は、お客様と当社の相対取引であり、お客様の注文に対して当社が相手方となって注文を成立させるものであって、取引所への取次ぎは行いません。当社は、お客様との取引から生じるリスクの軽減を目的として、下記のカバー取引先を相手方としてカバー取引を行っております。したがって、そのカバー取引先の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る危険性があります。また、通貨オプション取引については、当社の信用状況により、ペイアウトが実行されない可能性があり、その場合にはお客様が損失を被る危険性があります。一方、カバー取引は、お客様が当社と行う外国為替取引から独立した取引です。したがって、下記のカバー取引先は、お客様が行う外国為替取引について、お客様の取引相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生し得る損失その他お客様の取引の内容もしくは決済又は清

算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。また、下記カバー取引先は、お客様が当社と行う外国為替取引やカバー取引に関するお問い合わせに応じることは一切ありません。

【カバー取引先】（カッコ内は、監督を受けている外国の当局の名称）

シティバンク：Citibank N.A., London

銀行業：英国（FSA：英国金融サービス機構）

JP モルガン・チェース銀行

銀行業：米国（米国通貨監督庁、米国連邦準備理事会）

ドイツ銀行：Deutsche Bank AG London

銀行業：英国（FSA：英国金融サービス機構）

バークレイズ・バンク・ピーエルシー：Barclays Bank PLC

銀行業：英国（FSA：英国金融サービス機構）

ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー

銀行業：英国（FSA：英国金融サービス機構）

サクソ・バンク：Saxo Bank A/S

銀行業：デンマーク（デンマーク金融庁）

コメルツ銀行

銀行業：ドイツ（ドイツ連邦金融監督局）

バンク・オブ・アメリカ・エヌ・イー

銀行業：米国（米国通貨監督庁、米国連邦準備理事会）

モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド

金融商品取引業：米国（米国証券取引委員会・米国商品先物取引委員会及び、米国連邦準備制度理事会）

クレディ・アグリコル銀行

銀行業：フランス（フランス金融監督庁、フランス中央銀行）

FXCMジャパン証券株式会社

金融商品取引業：日本（金融庁）

セントラル短資FX株式会社

金融商品取引業：日本（金融庁）

ソシエテ ジェネラル

銀行業：フランス（AMF：フランス金融市場庁）

ユービーエス・エイ・シー銀行：UBS AG

銀行業：スイス（FINMA：スイス連邦金融市場監督機構）

クレディ・スイス銀行ロンドン支店

銀行業：英国（FSA：英国金融サービス機構）

香港上海銀行：The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited

銀行業：香港（香港金融管理局）

13. 外国為替取引を行うためにお客様から預託を受けた証拠金等（実現損益、評価損益及びスワップ損益を加減算した金額を含む。）の資産（純資産）については、金融商品取引法及びその関係法令等の定めに従い、その全額（内閣府令第143条の2第1項第6号に定める個別顧客区分管理金額）がDB信託株式会社（以下「信託会社」という。）の顧客区分管理信託のための信託金銭保管口座（以下「信託口座」という。）において、当社の自己の固有財産と明確に区分して保全・管理されます。
14. お客様から、当社が指定する証拠金振込先銀行（三井住友銀行、みずほ銀行、楽天銀行、ジャパンネット銀行、三菱東京UFJ銀行、住信SBI銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行）の預託証拠金専用口座（普通預金口座。以下「証拠金口座」という。）にお振込みいただいた証拠金については、お客様が当社にお持ちの取引口座においてお客様の資産としてその全額が速やかに追加されます。
15. 当社が自己の固有財産と区分して管理する金額（顧客区分管理金額）は、本邦銀行の営業日における日本時間午前7時（ニューヨークが夏時間の場合は午前6時）を計算（値洗い）の基準時点として算出し、その金額を、当該基準時点が属する日（計算日）における顧客区分管理必要額といたします。当社は、信託口座で管理される信託財産の元本評価額が、当該顧客区分管理必要額に満たない場合、その不足額を計算日の翌日（本邦銀行の休業日を除く。）から起算して2営業日以内に信託財産に追加いたします。但し、証拠金が証拠金口座に入金されてから信託会社の信託口座に振替えるまでの間は信託保全の対象とはなっていないため、上記の証拠金振込先銀行、当社の業務又は財産の状況が悪化した場合、お客様が損失を被る可能性があります。
16. 信託保全は当社が取り扱う外国為替証拠金取引の元本及び通貨オプション取引の投資資金を保証するものではありません。また、信託会社は、当社から信託された資金の管理のみを行い、当社又は受益者代理人の監督又は選任につき責任を負うものではありません。信託保全された資金の返還手続きについては、受益者代理人が受益者であるお客様に代わってこれを行い、お客様は信託会社に対して資金等の支払いを直接請求することはできません。
17. 上記1～16は、当社の扱う外国為替取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明したものであり、外国為替取引から生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。

2. 金融商品取引業者の外国為替取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした「店頭外国為替証拠金取引」及び「店頭外国為替オプション取引」（以下、これら2つの取引を「外国為替取引」といいます。）又は顧客のために外国為替取引の媒介、取次ぎもしくは代理を行う行為（以下、「外国為替取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a. 外国為替取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために外国為替取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる
こと
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて外国為替取引契約の締結を勧誘すること
- c. 外国為替取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問したり電話をかけたりすることによる外国為替取引契約の締結の勧誘をすること（但し、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d. 外国為替取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をすること
- e. 外国為替取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該外国為替取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をすること、又は勧誘を受けた顧客が当該外国為替取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続すること
- f. 外国為替取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘すること
- g. 外国為替取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部もしくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、又は第三者に申し込ませ、もしくは約束させること
- h. 外国為替取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、又は第三者に申し込ませ、もしくは約束させること
- i. 外国為替取引について、顧客の損失の全部もしくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び外国為替取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をし

ないこと

- k. 外国為替取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること
- l. 外国為替取引契約につき、顧客もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客もしくは第三者に対し特別の利益を提供すること（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- m. 外国為替取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行もしくは脅迫をすること
- n. 外国為替取引契約に基づく外国為替取引行為をすることその他の当該外国為替取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること
- o. 外国為替取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得すること
- p. 外国為替取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該外国為替取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により外国為替取引をすること
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の外国為替取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として外国為替取引をすること
- s. 外国為替取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらにしたがって、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。v.において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（平成23年8月1日以降は4%。以下同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

（注）u.及びv.に記載の禁止事項は、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第10条第1項第24号口(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等（同項第23号）として通貨関連デリバティブ取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く通常考えられる自然人としての個人（特定投資家を含みます。）の顧客を対象としています。

3. 勧誘方針

当社は、外国為替取引の勧誘にあたり、お客様の信頼を確保することを第一義とし、「金融商品取引法」及びその他関係法令・諸規則を遵守し、以下の方針に則り勧誘を行ってまいります。

1. 当社は、お客さまの知識、取引経験、資力等を十分把握したうえでお客様の意向と実情に即した投資勧誘に努めます。なお、「適合性の原則」等に則り、お取引をお受けできない場合もございますのでご注意ください。
2. 当社は、勧誘にあたっては、常にお客さまの信頼の確保を第一義とし、法令・諸規則を遵守し、お客さま本位の投資勧誘に徹します。
3. 当社においては、お客さまのご自身の判断と責任において行われるよう、その商品内容や、リスクの説明等、適切な情報提供に努めます。
4. 当社においては、インターネット WEB サイト、新聞雑誌などへの広告掲載による勧誘を原則とし、電話や訪問による不招請の電話や訪問による勧誘はいたしません。
5. 当社においては、金融商品取引法及び関係法令等を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
6. いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する資金提供は、絶対に行いません。

4. 当社への連絡方法及び苦情等の連絡先

当社の外国為替取引に関するお問い合わせは、下記の連絡先で承ります。

【連絡先】

- ・ 電話番号：0120-445-435（フリーダイヤル）
- ・ E メールアドレス：support@fxtrade.co.jp
- ・ ホームページ：http://www.fxtrade.co.jp

5. 当社の苦情処理措置について

1) 当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様等からの苦情等のお申し出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記4の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。

- ①お客様からの苦情等の受付
- ②社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③解決案のご提示・解決

2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとして

います。この団体は、苦情処理・紛争解決について、金融商品取引業者及び顧客が利用可能な指定紛争解決機関であり、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

【特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（F I NMAC）】

電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル）

※月～金9:00～17:00 祝日等を除く

東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館

大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会ください。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の相次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

6. 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続きの標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会ください。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立受理とあっせん委員の選任
- ③ お客さまからのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

7. 当社の概要ならびに当社事業の内容及び方法の概要

- | | |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 1) 商号 | 株式会社 FX トレード・フィナンシャル
FXTrade Financial Co., Ltd. |
| 2) 業種 | 第一種金融商品取引業 |
| 3) 登録番号 | 関東財務局長（金商）第 258 号 |
| 4) 本店所在地 | 〒108-0014 東京都港区芝 5-31-16 |
| 5) 設立年月日 | 平成 18 年（2006 年）6 月 14 日 |
| 6) 資本金 | 3 億 5000 万円（平成 23 年 9 月 1 日現在） |
| 7) 主要株主 | F×トレード・ホールディングス株式会社（100%） |
| 8) 主な事業 | インターネットを介したオンライン外国為替取引の提供 |
| 9) 兼業業務 | 通貨関連店頭デリバティブ取引専業（平成 23 年 9 月 1 日現在） |
| 10) 役員構成 | 代表取締役 鶴 泰治
取締役 太田 順也
取締役 小林 彰彦
監査役 笠井 隆司 |
| 9) 加入している
協会及び認定
投資者保護団体等 | 社団法人金融先物取引業協会（会員番号：1570 号）
投資者保護団体等 |
| 10) 沿革 | |
| 2006 年 6 月 | ITリクスフォー・ジャパン株式会社設立（東京都港区虎ノ門）。 |
| 2006 年 11 月 | 本店を港区六本木に移転。 |
| 2007 年 3 月 | 金融先物取引業登録（関東財務局長(金先)第 174 号） |
| 2007 年 4 月 | 営業開始（GFT 社の IB として媒介業務）。 |
| 2007 年 9 月 | 第一種金融商品取引業者登録（関東財務局長(金商)第 258 号） |
| 2007 年 10 月 | サクソ銀行のホワイトラベル業者として相対業務へ移行。 |

- 2008年5月 FXTrade PTE を割当先とする第三者割当増資 2500 万円実施。
(増資後資本金 1 億 6850 万円)
- 2008年7月 FX FOUR HOLDINGS LIMITED が保有する全株を FX トレード・ホールディングス合同会社 (旧合同会社ティー・アンド・オー。「FXT LLC」と略称。) が取得、さらに第三者割当増資 8150 万円 (増資後資本金 2 億 5000 万円) を引受け、FXT LLC が経営権を取得。
- 2008年8月 社名を株式会社 FX トレード・フィナンシャルへ変更、本店を港区芝へ移転。代表取締役社長に鶴泰治就任。
- 2008年9月 FXTrade PTE が保有する全株を FXT LLC に譲渡、FXT LLC が当社を完全子会社化。
- 2008年10月 FXT LLC を割当先とする第三者割当増資 2 億円実施
(増資後資本金 4 億 5000 万円)。
24 時間取引可能な【高速 FX】サービス、即時入金サービス、当日出金サービスを開始、同時に日興シティ信託銀行での全額信託保全を開始するなど、ビジネスモデルを全面リニューアル。
- 2009年3月 財務の健全化を目的に累損一掃のための減資 2 億円 (減資後資本金 2 億 5000 万円) を実施、同時に FX トレード・ホールディングス合同会社を割当先とする第三者割当増資 1 億円実施 (増資後資本金 3 億 5000 万円)。
- 2010年1月 改正内閣府令に対応した顧客区分管理信託方式に移行するため信託保全先を日興シティ信託銀行から DB 信託株式会社に変更。
- 2010年7月 株式会社マツキャピタルマネージメントとの共同開発により売買支援サービス「マツ F X T F 方程式」をリリース。
- 2010年8月 親会社 F X トレード・ホールディングスが合同会社から株式会社に形態変更。
- 2010年8月 店頭外国為替オプション取引バイナリーオプション【HIGH・LOW】サービスの取扱を開始。
- 2010年9月 F X 自動売買取引【オート F X】サービスの取扱を開始。
- 2011年4月 当社イメージキャラクターに小倉優子さんを起用。
- 2011年5月 F X T F アフィリエイト・プログラム開始。
- 2011年6月 法人向け外国為替取引サービスを開始。
- 2011年8月 **【FXTF MT4】サービス開始**
- 2011年9月 **【FXTF MT4】専門の Expert Adviser (EA) 「MT4i」開始**
現在に至る。

8. 「外国為替取引」の概要

I. 「外国為替取引」の概要

当社が取り扱う金融商品取引は、「外国為替証拠金取引」及び「通貨オプション取引」であり、金融商品取引法第2条第22項第1号及び同項第3号及び金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第4項に規定する「通貨関連店頭デリバティブ取引（本説明書では「外国為替取引」という。）」に該当します。

① 取扱商品名及び商品の概要

【I】 「外国為替証拠金取引」	
A) 【高速FX】	当社とお客様の間で行われる外国為替証拠金オンライン取引で、お客様ご自身が手動により行う取引
B) 【オートFX】	当社とお客様の間で行われる外国為替証拠金オンライン取引で、予め同意いただいたオートFX利用規約の規定に従い、お客様が選択したストラテジーにより機械的に行う自動取引（※1）
C) 【FXTF MT4】	当社とお客様の間で行われる外国為替証拠金オンライン取引で、予め同意いただいたFXTF MT4利用規約の規定に従い、お客様ご自身が手動により行う取引（※2）
【II】 「通貨オプション取引」	
D) 【HIGH・LOW】	当社とお客様の間で行われる通貨オプション・オンライン取引を行い、予め同意いただいたHIGH・LOW利用規約の規定に従い、お客様ご自身が手動により行う取引

※1. お客様は、【オートFX】取引システム上でいつでも手動でお取引いただけます。

※2. 【FXTF MT4】取引システムは、FX自動売買プログラム（EA: Expert Advisor の略）を組み込む機能が基本仕様で搭載されており、お客様ご自身の責任と裁量で機械的にFX自動売買を行うことができます。

② 口座開設について

当社は、社内規程でお客様の取引口座開設に関する審査基準を設け、口座開設申込の際に記載・入力されたお客様の資産の状況・経験・投資目的等の事項を考慮し、適合性原則に則り口座開設に関する社内審査を行っております。社内審査が終了しますとお客様に速やかに口座開設の可否についてお知らせを送付いたします。但し、口座開設の申込をされたお客様のご意向に必ずしも添えない場合がありますのでご了承ください。また、審査基準及び審査の経緯、口座開設の可否判断に関する理由等、当社の社内審査に関するお問い合わせに関しましては一切お答えすること

ができませんので、その旨ご了承ください。

③ 取引口座

当社が提供する外国為替取引をお取引いただくためには、「外国為替口座」を開設していただく必要がございます。「外国為替口座」には口座開設と同時に自動的に開設される**デフォルト口座**「FXトレード口座」とお客様のご希望により開設可能な**オプション口座**があります。

外国為替口座の概要

取引口座	デフォルト口座	オプション口座		
	口座開設時に有効化されている口座。	口座開設時には、有効化されておらずデフォルト口座開設後にお客様ご自身の希望により有効化される口座。		
	【高速FX】 FXトレード口座	【オートFX】 オートFX口座	【FXTF MT4】 MT4 口座	【HIGH・LOW】 通貨オプション口座
証拠金の入出金	銀行振込	FXトレード口座を相手方とする口座振替のみ可		
	お客様から当社への証拠金の預託は全てデフォルト口座「FXトレード口座」を通じて行っていただきます。オプション口座「オートFX口座」「MT4 口座」「通貨オプション口座」への入出金の方法等については、「Ⅱ. 証拠金の入出金及び資金の受け払い」でご確認下さい。			

④ 取引の概要及び方法

本説明書【9.店頭外国為替取引】の各々の外国為替取引の取引要綱をご参照ください。

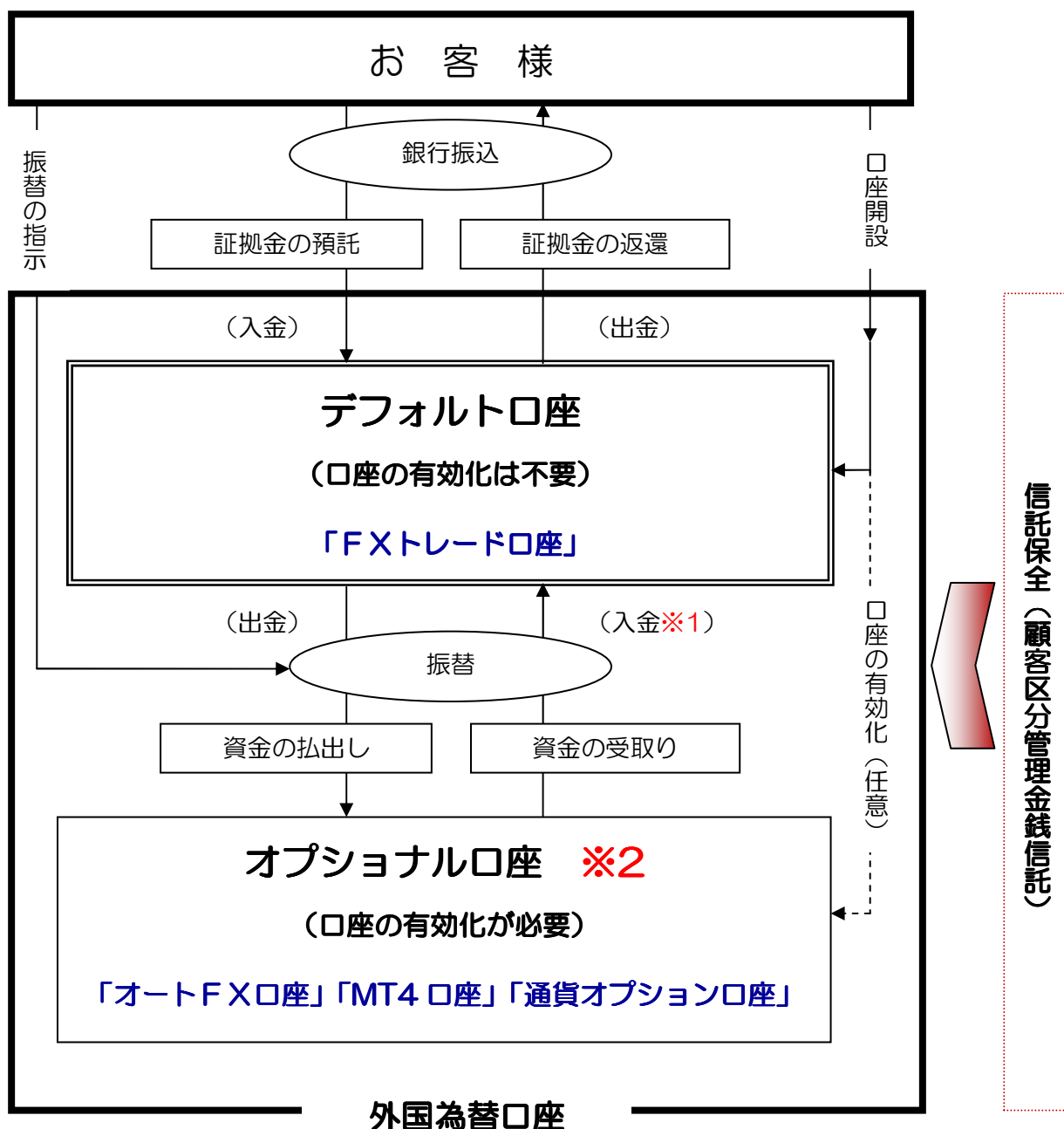
⑤ 信託保全

お客様が、**外国為替取引**を行うために当社に預託した証拠金等の全ての資産につきましては、DB信託株式会社を通じて信託保全されています。

顧客区分管理信託契約の内容等につきましては、本説明書の【付属添付資料】「顧客区分管理信託概要」をご参照下さい。

II. 証拠金の入出金及び資金の受け払い

お客様から当社への証拠金の預託及び当社からお客様への証拠金の返還につきましては、デフォルト口座である「FXトレード口座」を通じて行います。オプション口座の資金の受け払いは全てデフォルト口座「FXトレード口座」との口座間振替により行うことができます（次図をご参照ください）。



- ※1 口座振替は1円以上1円単位で行うことができ、「通貨オプション口座」から「FXトレード口座」への振替入金の場合のみ1日（正午から翌日正午迄）当たり200万円までとなっておりますが、それ以外のケースでは特に制限はありません。
- ※2 オプション口座間の振替はできません。

III. お客様の同意を得て行うべき事項

当社は、外国為替取引を行うにあたり、法令又は本取引説明書（付属添付書類の記載事項を含む。）の規定により例外的に認められている場合を除き、以下の各事項については必ずお客様の指示に基づいてこれを行い、お客様の同意なくこれらを行うことはありません。

- ・取引の種類、取引する通貨ペア及び取引期限の決定
- ・取引の件数又は数量の決定
- ・取引の対価の額又は約定値段（取引価格）の決定
- ・取引の売買の別及びこれに準じる事項の決定
- ・既に成立している取引を期限前に決済すること

※【オートFX】でのお取引の場合、システム取引（売買タイミングをプログラム化し、その売買シグナルにしたがって機械的に売買する取引手法をいいます。以下同じ。）では、上記事項のうちいくつかはお客様が予め選択した取引システムが自動的に指示しますが、お客様が手動でお取引する場合には上記事項を全てお客様ご自身で指示することが必要となります。

IV. 益金に係る税金

- 個人が行った外国為替取引から発生した確定益金（売買による差益及びスワップポイント収益）は、「雑所得」として総合課税の対象となりますので、給与所得等の他の所得と合算した所得によって税率が決まります。外国為替取引以外から発生した他の雑所得がある場合は、1年間（1月1日から12月31日まで）で、外国為替取引から発生した雑所得と損益通算し、その合計金額が20万円を超える場合、お客様はご自身で確定申告する必要があります。また、外国為替取引から生じた確定損益（未決済ポジションの評価損益は課税対象外となります。）は、雑所得内のみにて合算することができ、株式の売買や商品先物取引等申告分離課税として取扱われる取引から生じた確定損益金とは合算できません。なお、給与収入が2,000万円以下の給与所得者で、給与所得と雑所得以外の所得がなく、かつ雑所得が年間20万円以下であれば、確定申告の必要はありません。
- 法人が行った外国為替取引から発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に参入されます。
- 金融商品取引業者は、顧客に外国為替取引から発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該顧客の住所（法人の場合は所在地）、氏名（法人の場合は正式名称）、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

※詳しくは、管轄の税務署へ照会されるか、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

9. 外国為替取引要綱

「取引要綱」

当社に「外国為替口座」をお持ちのお客様は、当社が取り扱う次の店頭外国為替取引をお取引いただくことができます（以下、特に記載がない場合は、個人口座・法人口座に共通して適用されます。）

【Ⅰ】外国為替証拠金取引	A) 取引要綱【高速FX】 B) 取引要綱【オートFX】 C) 取引要綱【FXTF MT4】
【Ⅱ】通貨オプション取引	D) 取引要綱【HIGH・LOW】

【Ⅰ】外国為替証拠金取引

A) 取引要綱【高速FX】

店頭外国為替証拠金取引【高速FX】はPC及びインターネット接続機能付き携帯電話によるオンライン取引のみが可能で、電話・FAXによるお取引は原則として受け付けられません。

なお、【高速FX】の取引口座別・取引コース別のレバレッジ（取引証拠金の想定元本に対する割合）は次表の通りとなっています。法人のお客様は、レバレッジの異なる4つの取引コースからご希望の取引コースを選択いただけます。なお、取引コースの変更に関する手続き等、詳細につきましては当社ホームページの「取引システム」の「取引概要」に記載しています。

【高速FX】		レバレッジ（取引証拠金率）※	
取引 口座	個人口座	25倍（4.01%）	
	法人口座	レバレッジ25倍コース	25倍（4.01%）
		レバレッジ50倍コース	50倍（2.01%）
		レバレッジ100倍コース	100倍（1.01%）
		レバレッジ200倍コース	200倍（0.51%）

※ 全通貨ペア共通で一律適用。

1. 取引手数料

【高速FX】の取引の取引手数料は無料です。

2. 取引時間（注文受付時間）

原則として、取引時間（注文受付時間）は下記の通りとします。但し、年末年始、取扱通貨国の共通の休日の取引時間は、当社が別途定めるものとします。

適用期間	取引時間（注文受付時間）※
米国の東部標準時（EST）	日本時間の月曜日午前7時 から 土曜日午前6時50分まで。
米国の東部夏時間（EDT）	日本時間の月曜日午前7時 から 土曜日午前5時50分まで。

※ 但し、火曜日から金曜日の取引開始時刻前後において行う定期システムメンテナンスの時間帯についてはお取引頂く事が出来ません。定期システムメンテナンスの時間帯については、当社ホームページ上で事前にお客様にお知らせいたします。

3. 取引数量及び建玉限度額

下表の通りとします。

【取引単位】	取引単位は、全通貨ペアについて共通で、通貨ペア毎に 外国通貨1万通貨単位 （1万通貨の整数倍）を1ロットとします。
【注文建玉限度】	お客様が一回に注文可能な取引数量の上限である注文建玉限度は、全通貨ペアについて共通で、通貨ペア毎に、一回の取引毎に 最大500ロット（外国通貨500万通貨単位） とします。
【持高建玉限度】	当社は、当社の審査基準に基づき、お客様毎に取引に係る持高建玉限度として円貨換算で 20億円相当額 を上限に個別設定いたします。

4. 取引通貨ペア

【高速FX】では、下表に掲載する38通貨ペアをお取引いただけます。

通貨ペアとは、外国為替証拠金取引の対象となる一対の通貨で、左右並べて表記し、左側の通貨1単位に対して右側の通貨で売買するのに必要な金額で表示されます。

【高速FX】取引通貨ペア一覧表（計 38 通貨ペア）

1 (USD/JPY)	9 (HKD/JPY)	17 (USD/TRY)	25 (GBP/USD)	33 (AUD/CAD)
2 (EUR/JPY)	10 (SGD/JPY)	18 (EUR/USD)	26 (GBP/AUD)	34 (AUD/CHF)
3 (AUD/JPY)	11 (TRY/JPY)	19 (EUR/GBP)	27 (GBP/NZD)	35 (NZD/USD)
4 (GBP/JPY)	12 (USD/CAD)	20 (EUR/AUD)	28 (GBP/CAD)	36 (NZD/CAD)
5 (NZD/JPY)	13 (USD/CHF)	21 (EUR/NZD)	29 (GBP/CHF)	37 (NZD/CHF)
6 (CAD/JPY)	14 (USD/ZAR)	22 (EUR/CAD)	30 (GBP/ZAR)	38 (CAD/CHF)
7 (CHF/JPY)	15 (USD/HKD)	23 (EUR/CHF)	31 (AUD/USD)	
8 (ZAR/JPY)	16 (USD/SGD)	24 (EUR/ZAR)	32 (AUD/NZD)	

AUD=豪ドル、CAD=カナダドル、CHF=スイスフラン、EUR=ユーロ、GBP=英ポンド、HKD=香港ドル、JPY=日本円、NZD=ニュージーランドドル、SGD=シンガポールドル、TRY=トルコリラ、USD=米ドル、ZAR=南アフリカランド

5. 呼び値

呼び値の最小変動幅（ティック）は、次の通りとします。

通貨ペア	1 通貨単位当たりの呼び値の最小変動幅
上記 4 の対円の 11 通貨ペア：USD/JPY、EUR/JPY、AUD/JPY、GBP/JPY、NZD/JPY、CAD/JPY、CHF/JPY、ZAR/JPY、HKD/JPY、SGD/JPY、TRY/JPY	0.001
上記 4 の対円以外の 27 通貨ペア：USD/CAD、USD/CHF、USD/ZAR、USD/HKD、USD/SGD、USD/TRY、EUR/USD、EUR/GBP、EUR/AUD、EUR/NZD、EUR/CAD、EUR/CHF、EUR/ZAR、GBP/USD、GBP/AUD、GBP/NZD、GBP/CAD、GBP/CHF、GBP/ZAR、AUD/USD、AUD/NZD、AUD/CAD、AUD/CHF、NZD/USD、NZD/CAD、NZD/CHF、CAD/CHF	0.00001

6. 取引レート

当社が通貨ペア毎に【高速 FX】のお取引画面にオファー価格とビッド価格を同時に提示します。

A	B	B-A
当社のビッド価格	当社のオファー価格	価格差（スプレッド）※
お客様は、 売り付けることができます。	お客様は、 買い付けることができます。	為替相場の変動、市場の流動性、その他 市場環境の変化により変動します。

※この価格差（スプレッド）分だけオファー価格はビッド価格よりも高くなっています。

取引にあたり、当社からお客様に提示する為替レートは、ビッド価格とオファー価格で異なりますが、各々の提示レートは取引時刻に近接した時点のインターバンクレートを基準とし、市場動向等を勘案して当社が独自に決定します。

最新の提示レートについては、お客様の取引画面に表示されます。お取引の際には必ず最新の提示レートをご確認ください。

7. 取引注文

(1) 注文の種類及び内容

【高速FX】の取引注文の種類及び内容は次表のとおりとなっております。

注文の種類	注文の内容
成行き (なりゆき)	価格指定を行わず、その時々々の市場動向に応じた価格で約定させる注文。
指値 (さしね)	取引成立価格を指定してする注文。
逆指値 (ぎゃくさしね)	指定した価格以上になれば成行きで買う、又は指定した価格以下になれば成行きで売る注文。
OCO (オーシーオー)	2つの注文を同時に出し、一方が成立した際にもう一方が取り消される注文。
IF DONE (イフダン)	新規の注文をする際に仕切りの指値注文（逆指値注文）を同時に発注する注文。最初の注文が約定すると、同時に2番目の注文が有効となる。
トレールストップ	高値又は安値にあわせてリアルタイムで逆指値注文を自動修正する注文。

(2) 注文の指示事項

- ① 【高速FX】の注文をするときは、次の事項を正確に指示して下さい。また、【オートFX】及び【FXTF MT4】【HIGH・LOW】の取引画面から【高速FX】の注文発注はできません。

- ユーザ名及びパスワード
- 通貨ペアの種類
- 注文の種類
- 注文の区別（売り・買い、新規・決済）
- 取引金額（取引数量）

8. ポジション決済及びロールオーバー

【ポジション決済と金銭の授受】

お客様は、通貨の転売又は買戻しすることで未決済ポジションを手仕舞いできます。

当社の扱う店頭外国為替証拠金取引では、原商品（取引対象の通貨）の授受をせず、購入価格と売却価格の差に基づいて算出した差損益を授受することによる決済方法（差金決済）にて決済を行います。売買価格差とは、転売又は買戻しに係る価格（仕切りレート）と当該転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る価格（約定レート）との差をいいます。

転売又は買戻しに伴うお客様と当社との間の金銭の授受は日本円でのみ行い、次の計算式により算出した金銭を授受します。

$$\{1 \text{ 万通貨単位} \times \text{売買価格差} + \text{累積スワップポイント}\} \times \text{取引数量}$$

お客様が、転売又は買戻しを行った場合の決済日は、原則として、当該転売又は買戻しを行った日の翌々営業日とします。但し、当該翌々営業日が通貨ペアの外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場又は米国市場に共通する翌営業日とします。

【ロールオーバー】

お客様が、通貨の転売又は買戻しによる手仕舞いを行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。お客様が通貨の売買注文を当日決済せずに翌日以降に繰り越す場合、スワップポイントと呼ばれる金利差相当額の精算が必要になります。

ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイント（下記「9.スワップポイント」をご参照下さい。）を当社との間で授受します。

9. スワップポイント

スワップポイントは、売買される両通貨の金利差を基準として当社が独自に決定します。

同じ通貨ペアの売買であっても、買付注文の時と売付注文の時では適用されるスワップポイントが異なります。

お客様のご注文が、低金利の通貨を売って高金利の通貨を買う取引である場合、当社からお客様にスワップポイントをお支払いします。（お客様の利益）逆に、高金利の通貨を売って低金利の通貨を買う注文の場合、お客様から当社にスワップポイントをお支払い頂くこと（お客様の損失）になりますのでご注意ください。

同じ通貨の組合せについてのスワップポイントは、通常、お客様が受け取る場合の方が、お客様が支払う場合よりも小さくなっています。また、市場実勢の変動により売建、買建ともにお客様の支払いとなることもあります。

スワップポイントは市場動向を反映して予告無く変更されることがあります。【高速 FX】の最新のスワップポイント及び清算方法につきましては、当社のホームページの「外国為替情報」≫「為替レート/スワップ」に記載しておりますのでご参照下さい。

また、スワップポイントは同じ通貨ペアであっても、【高速FX】、【オートFX】、【FXTF MT4】のそれぞれの商品ごとに異なりますので、ご注意ください。

10. 証拠金（Margin）

A) 当初証拠金（Initial Margin）

【高速FX】では、口座開設後の初回最低預入金額（「当初証拠金」）の規定はありませんが、お客様がお取引を開始するためには必要な証拠金を、お取引開始前に当社が指定する銀行預金口座に入金していただく必要があります。但し、証拠金の差し入れは、現金のみで有価証券により充当することはできません。

B) 取引証拠金（Necessary Margin）

お客様は、新規注文（注文訂正を含む）を行う毎に取引対象通貨ペアの新規建て玉時（注文訂正時を含む）に必要な「取引証拠金」以上の金額を預託していただきます。「取引証拠金」は、当社で1取引単位のポジションを建てるために必要な証拠金（円貨表示）で下表の通り通貨ペア毎に金額は異なります。また、取引証拠金の金額は実際にお取引するときの実勢レートに基づき計算されるため、リアルタイムで変動します。詳細は、ホームページ「サービス案内」の「レバレッジ」『取引証拠金について』に記載しておりますので、実際にお取引を開始する際には必ずご確認ください。

【高速FX】取引証拠金（全通貨ペア共通）

取引証拠金（1取引単位の想定元本の金額に対する取引証拠金の割合）		
個人のお客様 （一律適用）	法人のお客様 （選択した取引コースにより異なります。）	
4.01%	レバレッジ 25倍コース	4.01%
	レバレッジ 50倍コース	2.01%
	レバレッジ 100倍コース	1.01%
	レバレッジ 200倍コース	0.51%

C) **利用証拠金**（‘Used Margin’）

お客様が現在保有しているポジションを維持するために実際に利用している現時点の換算レートで計算された証拠金の総額です。

D) **維持証拠金**（‘Maintenance Margin’）

保有ポジションを維持するために割り込むことができない最低限必要な証拠金を「維持証拠金」といいます。「維持証拠金」の額は下表の通り、サービス、口座の種類、値洗い（評価）の時間により異なります。

【高速FX】維持証拠金

個人のお客様		法人のお客様		
証拠金率判定時刻 ※1	証拠金率判定時刻 以外の取引時間帯		証拠金率判定時刻 ※1	証拠金率判定時刻 以外の取引時間帯
全体証拠金率 （※2）が 4.01% となる金額	証拠金維持率 （※3）が 50% となる金額	コース	証拠金維持率が	証拠金維持率が
		25倍	100%となる金額	50%となる金額
		50倍		
		100倍		75%となる金額
200倍				

※1 毎営業日の 15時30分～15時35分の時間帯。

※2 **全体証拠金率**（=純資産÷想定元本）は、お客様が保有するポジション（想定元本）に対して、正味の財産（純資産）が現時点でどの程度あるか、即ち、口座全体の証拠金率を示しています。

※3 **証拠金維持率**（=純資産÷利用証拠金）は、お客様が現在利用している証拠金の金額に対して、正味の財産（純資産）が現時点でどの程度あるかを計る指標です。

E) **証拠金の追加差入れ及び所定の日時までに差し入れない場合の取扱い**

お客様の取引口座において純資産の額が負の金額となった場合は、正の金額となるように当該負の金額以上の金額を、直ちに（遅くとも負となった日の翌営業日 15時までに）ご入金いただく必要があります。当社が請求した証拠金をお客様が所定の日時までに差し入れなかった場合には、当社は、当該店頭外国為替証拠金取引を決済するため、任意にロスカットを行うことができます。（お客様が店頭外国為替証拠金取引に関し、当社に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です。）

F) 評価損益及びスワップポイントの取扱い

当社が行う値洗いにより発生する評価損益及び建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは、証拠金預託額に加減算されます。

11. ロスカット

【高速FX】では、お客様の「純資産」の額が当社の定める一定の額を下回った場合、お客様の損失の更なる拡大を未然に防ぐためにお客様の未決済ポジションを反対売買することにより強制決済（ロスカット）いたします。具体的には、下記【高速FX】のロスカット基準に該当した場合に、**証拠金維持率が100%に回復するまで、保有期間の長いポジションから順に強制決済されます。**

【高速FX】のロスカット基準

個人のお客様		法人のお客様		
証拠金率判定時刻	証拠金率判定時刻以外の取引時間帯		証拠金率判定時刻	証拠金率判定時刻以外の取引時間帯
全体証拠金率が 4.01%未満 になった場合	証拠金維持率が 50%未満 になった場合	コース	証拠金維持率が	証拠金維持率が
		25倍	100%未満 になった場合	50%未満になった場合
		50倍		
		100倍		
200倍	75%未満になった場合			

また、ロスカットにかかる注文は、お客様に事前に通知することなく、成行き注文で行われます。したがって、ロスカットが行なわれた場合、お客様にとって不利益な価格での決済となる可能性があり、相場が急激に変動した場合には、ロスカット（強制決済）があっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

12. 純資産及び余剰金（「出金可能額」）

「純資産（'Equity'）」とは、お客様が当社に預託している証拠金の残高に保有ポジションの評価損益及びスワップ損益を加減した金額（＝証拠金+未決済ポジションの評価損益+スワップ損益）でお客様の正味の財産です。この「純資産」から「利用証拠金」を差し引いた金額を余剰金（出金可能額）といい、お客様はこの余剰金の範囲内で新規注文及び出金が可能です

13. 証拠金の返還

A) 証拠金の返還可能額

営業日毎の証拠金の返還については、お客様の取引口座の「出金可能額」の範囲でのみ行います。

B) 証拠金の返還日

当社は、お客様より「証拠金の返還の請求を受け付けた日」※1 から遅くとも 3 銀行営業日以内にお客様の指定する銀行口座に送金（証拠金の返還）します。但し、口座解約 ※2 の場合の返還は証拠金の返還の請求を受け付けた日から 5 銀行営業日以内とします。

※1 「証拠金の返還の請求を受け付けた日」とは、下表の通りです。

お客様の証拠金返還請求を受付けた時刻	銀行営業日の正午 12 時前 (正午 12 時を含まない。)	銀行営業日の正午 12 時以降 (正午 12 時を含む。)
証拠金返還請求受付日	返還請求を行った当日	返還請求を行った日の翌銀行営業日

※2 お客様の口座残高が、出金後に 0 円以下（出金に伴う銀行振込手数料を考慮後）となる出金依頼につきましても、証拠金返還に係る事務処理上、「解約」時の取扱いに準じて処理いたします。（☞「解約等」という。）

C) 証拠金返還時の銀行振込手数料

1. 「解約等」によらない証拠金返還時

お客様への証拠金返還時の銀行振込手数料は、原則としてお客様負担となりますが、口座開設後に取引実績があるお客様で、一回の証拠金の返還請求金額が 5 万円以上の場合は、当社が負担します。

2. 「解約等」による証拠金返還時

「解約等」による証拠金返還時の銀行振込手数料はお客様負担となります。

3. 当社が破たんした場合等、有事の際の証拠金返還時

上記 1～2 に関わらず、顧客区分管理信託の受益者代理人により有事の際に証拠金を返還する場合の銀行手数料は全てお客様負担となります。

14. 資金の受け払い

お客様から当社への証拠金の預託及び返還については、従来通り【高速FX】用の「FXトレード口座」で行います。したがって、店頭外国為替証拠金取引【高速FX】のみ取引されるお客様は、特に必要な手続き等はありません。

【I】 外国為替証拠金取引

B) 取引要綱【オートFX】

店頭外国為替証拠金取引【オートFX】はインターネット接続機能付きPCによるオンライン取引のみのお取引となります。電話（携帯電話を含む。）・FAXによるお取引は原則として受け付けられませんので、あらかじめご了承ください。

なお、【オートFX】のレバレッジ（取引証拠金の想定元本に対する割合）は次表の通りとなっております。法人のお客様は、【高速FX】のレバレッジとは異なり、一律25倍のレバレッジとなっておりますので、十分ご注意ください。

【オートFX】	レバレッジ(取引証拠金率)※
個人口座・法人口座共通	全通貨ペア共通一律 25倍（4.01%）適用

1. 取引手数料

【オートFX】の取引の取引手数料は無料です。

2. 取引時間（注文受付時間）

【高速FX】と同様です。☞ 取引要綱【高速FX】2.取引時間（注文受付時間）

3. 取引数量及び建玉限度額

【高速FX】と同様です。☞ 取引要綱【高速FX】3.取引数量及び建玉限度額

4. 取引通貨ペア

【オートFX】では、【高速FX】【FXTFMT4】とは異なり、下表に掲載する28通貨ペアでのお取引となります。

通貨ペアとは、外国為替証拠金取引の対象となる一对の通貨で、左右並べて表記し、左側の通貨1単位に対して右側の通貨で売買するのに必要な金額で表示されます。

【オートFX】取引通貨ペア一覧表（計 28 通貨ペア）

1 (USD/JPY)	8 (USD/CAD)	15 (EUR/CHF)	22 (AUD/NZD)
2 (EUR/JPY)	9 (USD/CHF)	16 (GBP/USD)	23 (AUD/CAD)
3 (AUD/JPY)	10 (EUR/USD)	17 (GBP/AUD)	24 (AUD/CHF)
4 (GBP/JPY)	11 (EUR/GBP)	18 (GBP/NZD)	25 (NZD/USD)
5 (NZD/JPY)	12 (EUR/AUD)	19 (GBP/CAD)	26 (NZD/CAD)
6 (CAD/JPY)	13 (EUR/NZD)	20 (GBP/CHF)	27 (NZD/CHF)
7 (CHF/JPY)	14 (EUR/CAD)	21 (AUD/USD)	28 (CAD/CHF)

AUD=豪ドル、CAD=カナダドル、CHF=スイスフラン、EUR=ユーロ、GBP=英ポンド、JPY=日本円、NZD=ニュージーランドドル、USD=米ドル

5. 呼び値

呼び値の最小変動幅（ティック）は、次の通りとします。

通貨ペア	1 通貨単位当たりの呼び値の最小変動幅
上記 4 の対円の 7 通貨ペア： USD/JPY、EUR/JPY、AUD/JPY、GBP/JPY、NZD/JPY、CAD/JPY、CHF/JPY、	0.001
上記 4 の対円以外の 21 通貨ペア： USD/CAD、USD/CHF、EUR/USD、EUR/GBP、EUR/AUD、EUR/NZD、 EUR/CAD、EUR/CHF、GBP/USD、GBP/AUD、GBP/NZD、GBP/CAD、 GBP/CHF、AUD/USD、AUD/NZD、AUD/CAD、AUD/CHF、NZD/USD、 NZD/CAD、NZD/CHF、CAD/CHF	0.00001

6. 取引レート

当社が通貨ペア毎に【オートFX】のお取引画面にオファー価格※とビッド価格※を同時に提示します。

※ 「取引要綱【高速FX】6.取引レート」記載の表をご参照下さい。

【オートFX】の取引にあたり、当社からお客様に提示する為替レートは、ビッド価格とオファー価格で異なりますが、各々の提示レートは取引時刻に近接した時点のインターバンクレートを基準とし、市場動向等を勘案して当社が独自に決定します。（【オートFX】の提示レートは、【オートFX】が【高速FX】【FXTF MT 4】とは別個の独立したサービスとして提供しておりますので、【高速FX】【FXTF MT 4】で提示するレートとは異なる【オートFX】専用の提示レートとなります。）最新の提示レートについてはお客様の【オートFX】取引画面に表示されますので、手動でお取引いただく際には必ず最新の提示レートをご確認ください。

7. 取引注文

(1) 注文の種類及び内容

【オートFX】の取引注文の種類及び内容は次表のとおりとなっております。

注文の種類	システム取引（自動）	マニュアル取引（手動）
成行き	決済注文のみ 可	可
指値	決済注文のみ 可	可
逆指値	決済注文のみ 可	可
OCO	決済注文のみ 可	決済注文のみ 可
IF DONE	不可	可
トレールストップ	不可	不可

注) 各々の注文の内容については「取引要綱【高速FX】7.取引注文」をご参照下さい。

(2) 注文の指示事項

【オートFX】によるシステム取引では、お客様が予め選択したストラテジーに基づき、売買タイミングをプログラム化し、売買シグナルにしたがって機械的に売買するものであるため、注文指示事項のうち「通貨ペアの種類」「注文の種類」「注文の区別（売り・買い、新規・決済）」は取引システムが自動的に指示します。

【オートFX】[セミオート機能]をご利用の場合も同様に、「通貨ペアの種類」「注文の種類」「注文の区別（売り・買い、新規・決済）」は取引システムが自動的に指示します。

但し、お客様がシステム取引によらずマニュアル（手動）でお取引する場合には、下記事項を全てお客様ご自身で指示することが必要となります。

以上をまとめると下表の通りとなります。

注文指示事項	【オートFX】で可能なお取引		
	システム取引 （オート）	システム取引 （セミオート）	非システム取引 （マニュアル）
ユーザ名及びパスワード	可	可	可
通貨ペアの種類	不可	不可	可
注文の種類	不可	不可	可
注文の区別（売り・買い、新規・決済）	不可	不可	可
取引金額（取引数量）	可	可	可

8. ポジション決済及びロールオーバー

注文の指示が、お客様ご自身の判断によるか、取引システムによる売買シグナルによるかの違いがありますが、ポジションの決済や金銭の授受、ロールオーバーの仕組みは、【オートFX】と【高速FX】との間に違いはありません。詳しくは、「取引要綱【高速FX】8.ポジション決済及びロールオーバー」をご参照ください。

9. スワップポイント

【オートFX】のスワップポイントは、売買される両通貨の金利差を基準として当社が独自に決定します。同じ通貨ペアであっても、【オートFX】のスワップポイントと【高速FX】【FXTFMT4】のスワップポイントは異なります。また、スワップポイントは市場動向を反映して予告無く変更されることがあります。最新の【オートFX】のスワップポイントにつきましては、当社のホームページ「オートFX」≫「スワップ一覧」に掲載（「外国為替情報」の「為替レート/スワップ」のページ※）しておりますのでご参照下さい。

※URL <http://www.fxtrade.co.jp/market/autofxSwap>

スワップポイントの概要、仕組み、留意点等につきましては、「取引要綱【高速FX】9.スワップポイント」をご参照ください。

10. 証拠金

A) 当初証拠金

【オートFX】に初回のログインをするにあたっては、当社が別途定める【オートFX】に関する初回最低預入金額（オートFXの「当初証拠金」）以上の証拠金残高を「オートFX口座」において保有している必要があります。

B) 取引証拠金 ※

【オートFX】取引証拠金（全通貨ペア共通）

個人・法人の お客様共通	取引証拠金率 (1取引単位の想定元本の金額に対する取引証拠金の割合)
	4.01%（一律適用）

※「取引証拠金」の内容につきましては、取引要綱【高速FX】10.証拠金 B).取引証拠金をご参照ください。

C) 利用証拠金

【高速 FX】と同様です。☞ 取引要綱【高速 FX】10.証拠金 C) .利用証拠金

D) 維持証拠金

保有ポジションを維持するために割り込むことができない最低限必要な証拠金を「維持証拠金」といいます。【オート FX】における「維持証拠金」の額は下表の通りで値洗い（評価）の時間により異なります。

【オート FX】維持証拠金

個人・法人のお客様共通	
証拠金率判定時刻 (15時30分～15時35分)	証拠金率判定時刻以外の取引時間帯
全体証拠金率が 4.01% となる金額	証拠金維持率が 50% となる金額

E) 証拠金の追加差入れ及び所定の日時までに差し入れない場合の取扱い

【高速 FX】と同様です。

☞ 取引要綱【高速 FX】10.証拠金 E) . 証拠金の追加差入れ及び所定の日時までに差し入れない場合の取扱い」

F) 評価損益及びスワップポイントの取扱い

【高速 FX】と同様です。

☞ 取引要綱【高速 FX】10.証拠金 F) . 評価損益及びスワップポイントの取扱い

11. ロスカット

【オート FX】では、お客様の「有効証拠金」（「純資産」）の額が、当社が定める一定の額を下回った場合、お客様の損失の更なる拡大を未然に防ぐためにお客様の未決済ポジションを反対売買することにより強制決済（ロスカット）いたします。具体的には、下記【オート FX】のロスカット基準に該当した場合に、【高速 FX】のロスカットと同様に、証拠金維持率が 100%を回復するまで、保有期間の長いポジションから順に強制決済されます。

【オートFX】のロスカット基準

個人・法人のお客様共通	
証拠金率判定時刻（15時30分～15時35分）	証拠金率判定時刻以外の取引時間帯
全体証拠金率が4.01%未満になった場合	証拠金維持率が50%未満になった場合

また、ロスカットにかかる注文は、お客様に事前に通知することなく、成行き注文で行われます。したがって、ロスカットが行なわれた場合、お客様にとって不利益な価格での決済となる可能性があり、相場が急激に変動した場合には、ロスカット（強制決済）があっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

12. 有効証拠金及び余剰金額

「オートFX口座」の「有効証拠金」とは「純資産」（「取引要綱【高速FX】12.純資産及び余剰金」を参照して下さい。）のことで、「オートFX口座」に有するお客様の正味の財産です。この「有効証拠金」から「利用証拠金」を差し引いた金額を余剰金額といい、お客様はこの余剰金額の範囲内で新規注文及び出金が可能（但し、その場合はFXトレード口座への振替が必要となります。）です。

13. 証拠金の返還

証拠金の返還については、全て「FXトレード口座」を経由して行っていただきます。証拠金の返還に関する事項につきましては、「取引要綱【高速FX】13.証拠金の返還」をご参照ください。

14. 資金の受け払い

【オートFX】のお取引を行った際の資金の受け払いは、すべて【オートFX】専用の「オートFX口座」を通じて行っていただきます。「オートFX口座」をご利用いただくためには、予めお客様の「オートFX口座」を有効化しておく必要があります。口座開設と同時にデフォルト（初期設定）で有効化されているのは、【高速FX】用の「FXトレード口座」となっており、「オートFX口座」は【オートFX】取引を希望するお客様のみを対象としたオプション口座で、初期設定の段階では有効化されていません。したがって、【オートFX】取引を希望するお客様は、次の方法によりご自身で「オートFX口座」を有効化して下さい。

【口座開設申込時に有効化する方法】

当社のホームページ「口座開設」で、【オートFX】取引を希望するか否かを所定のチェックボックスにチェックしていただくことで、「オートFX口座」を有効化することができます。

【口座開設後に有効化する方法】

お客様のマイページにログインしていただき、**【オートFX】**取引を希望するか否かを所定のチェックボックスにチェックしていただくことで、「オートFX口座」を有効化することができます。

「FXトレード口座」から「オートFX口座」への証拠金の口座振替について

お客様は「オートFX口座」を有効化（アクティベート）した後に、実際に**【オートFX】**をお取引いただくためには、必要な証拠金を「オートFX口座」に維持する必要があります。お客様は銀行振込等で直接、「オートFX口座」に入金することができませんので、お取引を開始する前に、「FXトレード口座」から「オートFX口座」にマイページでの「振替」機能をご利用いただくことで資金を移動することができます。お客様は振替たい出金額をご指定いただき出金を指示することで「オートFX口座」への出金が行われ、同時に「FXトレード口座」残高から当該出金額が差し引かれます。逆に、「オートFX口座」に残高がある場合、「FXトレード口座」に振替えることができます。「オートFX口座」からお客様の銀行口座に直接出金することはできませんので、予めご了承ください。

15. オートFXに関する注意事項

【オートFX】とは、システム取引（自動取引）及びマニュアル取引（手動取引）を行う取引ツールとなります。【オートFX】でのお取引にあたり、下記事項にご留意ください。

- ① 【オートFX】ではシステム取引（自動取引）及びマニュアル取引（手動取引）が可能です。（システム取引により成立したポジションを手動取引で決済することも可能です。）
- ② 複数のシステム（売買手法をプログラム化したもの）の選択が可能なことから、両建設定となります。
- ③ 1システムにつき最大保有ポジション数が設定されております。
- ④ システム取引で成立したポジションにマニュアル操作でリミットオーダーやストップオーダーを設定することは可能ですが、設定以降にシステムによりリミットオーダーやストップオーダーが発注された場合には、システムにより発注されたオーダーが優先されます。（マニュアル操作で発注した注文はキャンセルされます。）
- ⑤ 【オートFX】の取引画面以外及びモバイルトレードの取引画面からの注文発注はできません。
- ⑥ 【オートFX】では初回最低証拠金額の設定があります。初回最低証拠金額以上のご入金がない場合、取引システムに初回のログインをすることができません。
- ⑦ 【オートFX】においては、システム選択の支援を目的として、取引回数、勝率、損益(Pips)及びT-Score（システムの評価）等システムのパフォーマンスに関するデータ(以下**パフォーマンスデータ**といいます)を提供しています。
- ⑧ パフォーマンスデータは、以下の様な特徴を有します。このため、お客様があるシステムを選択し利用された場合に、掲載されたパフォーマンスデータと同様の利益又は損失となる保証はありませんので、ご留意下さい。
 - ◆ パフォーマンスデータは、過去のレートを利用して作成した仮定の成績です。したがって、必ずしも

将来の結果を保証するものではありません。

- ◆ パフォーマンスデータを計算するにあたっては、資金額を考慮していません。実際の取引では資金に限界があるため、例えばロスカットが発生した場合等には、同じレートの下で同じシステムを使用した場合であっても、パフォーマンスデータと異なる結果となる可能性があります。
 - ◆ パフォーマンスデータは、システム提供者が独自に取得した市場レートを利用して計算しています。そのため、パフォーマンスデータは実際の配信レートで計算した結果とは異なります。
- ⑨ 【オートFX】はシステム提供者より当社が提供を受け、お客様に提供している商品のため、システム提供者及び当社が本商品の提供を休止又は廃止した場合には、【オートFX】のご利用を継続できなくなります。この場合、システム取引はご利用になれなくなりますのでご注意ください。また、この場合、【高速FX】でお取引を継続していただくこととなります。
- ⑩ 【オートFX】は、システム提供者の判断により個々のシステムが削除されることがあります。
- ⑪ 【オートFX】の操作方法等については「オートFX取引マニュアル」をご参照ください。なお、オートFXセミオート機能については、「オートFX セミオート機能マニュアル」をご参照ください。
- ⑫ 【オートFX】において、お客様は、**インディ・パ株式会社※**（投資助言・代理業 関東財務局長（金商）第2333号。以下「同社」という。）の「オートFXプレミアムラウンジ利用規約」にご同意頂くことで、同社が提供する情報サイト「オートFXプレミアムラウンジ」にアクセスし、当該サイトに掲載されている情報等を無料で入手することができます。しかし、それらはお客様が自ら投資判断を行う助けとなることのみを目的とするものであって、当社は直接的か間接的か問わず、お客様に対してアドバイスを提供するものではありません。したがって、その正確性もしくは信頼性について一切責任を負いません。

※ インディ・パ株式会社（投資助言・代理業 関東財務局長（金商）第2333号）

当社は、インディ・パ株式会社との間で業務委託契約を締結し、当社が提供するサービス【オートFX】を利用されるお客様のうち、同社が提供する情報サイト「オートFXプレミアムラウンジ」の利用を希望される方が、同社「オートFXプレミアムラウンジ利用規約」にご同意いただくことを前提に無料でアクセスできるというサービスを提供しています。インディ・パ株式会社の概要は以下の通りです。

会 社 概 要

会社名	: インディ・パ株式会社
設立	: 2006年7月4日
本店	: 〒141-0021 東京都品川区上大崎 2-15-19
電話番号	: 03-4590-1379（代表）
E-Mail	: info@indepa.net
URL	: http://indepa.net
代表	: 代表取締役 本郷 喜千
事業内容	: システムトレード用ソフトウェアの企画・開発・販売 システムトレードファンドの運用
ライセンス	: 投資助言・代理業 関東財務局長（金商）第2333号

【I】 外国為替証拠金取引

C) 取引要綱【FXTF MT4】

店頭外国為替証拠金取引【FXTF MT4】はPC及びインターネット接続機能付き携帯電話によるオンライン取引のみが可能で、電話・FAXによるお取引は原則として受け付けられません。

なお、【FXTF MT4】の取引口座別・取引コース別のレバレッジ（取引証拠金の想定元本に対する割合）は次表の通りとなっています。法人のお客様は、レバレッジの異なる4つの取引コースからご希望の取引コースを選択いただけます。なお、取引コースの変更に関する手続き等、詳細につきましては当社ホームページの「取引システム」の「取引概要」に記載しています。

【FXTF MT4】		レバレッジ（取引証拠金率）※	
取引 口座	個人口座	25倍（4.00%）	
	法人口座	レバレッジ25倍コース	25倍（4.00%）
		レバレッジ50倍コース	50倍（2.00%）
		レバレッジ100倍コース	100倍（1.00%）
		レバレッジ200倍コース	200倍（0.50%）

※ 全通貨ペア共通で一律適用。

1. 取引手数料

【FXTF MT4】の取引の取引手数料は無料です。

2. 取引時間（注文受付時間）

原則として、取引時間（注文受付時間）は下記の通りとします。但し、年末年始、取扱通貨国の共通の休日の取引時間は、当社が別途定めるものとします。

適用期間	取引時間（注文受付時間）※
米国の東部標準時（EST）	日本時間の月曜日午前7時から 土曜日午前6時50分まで。
米国の東部夏時間（EDT）	日本時間の月曜日午前7時から 土曜日午前5時50分まで。

※ 但し、火曜日から金曜日の取引開始時刻前後において行う定期システムメンテナンスの時間帯についてはお取引頂く事が出来ません。定期システムメンテナンスの時間帯については、当社ホームページ上で事前にお客様にお知らせいたします。

3. 取引数量及び建玉限度額

【高速 FX】と同様です。☞ 取引要綱【高速 FX】3.取引数量及び建玉限度額

4. 取引通貨ペア

【FXTF MT4】では、【オート FX】【高速 FX】の取引通貨ペアとは異なり、下表に掲載する 34 通貨ペアでのお取引となります。

通貨ペアとは、外国為替証拠金取引の対象となる一対の通貨で、左右並べて表記し、左側の通貨 1 単位に対して右側の通貨で売買するのに必要な金額で表示されます。

【FXTF MT4】取引通貨ペア一覧表（計 34 通貨ペア）

1 (USD/JPY)	9 (SGD/JPY)	17 (EUR/GBP)	25 (GBP/CAD)	33 (NZD/CHF)
2 (EUR/JPY)	10 (TRY/JPY)	18 (EUR/AUD)	26 (GBP/CHF)	34 (CAD/CHF)
3 (AUD/JPY)	11 (USD/CAD)	19 (EUR/NZD)	27 (AUD/USD)	
4 (GBP/JPY)	12 (USD/CHF)	20 (EUR/CAD)	28 (AUD/NZD)	
5 (NZD/JPY)	13 (USD/ZAR)	21 (EUR/CHF)	29 (AUD/CAD)	
6 (CAD/JPY)	14 (USD/SGD)	22 (GBP/USD)	30 (AUD/CHF)	
7 (CHF/JPY)	15 (USD/TRY)	23 (GBP/AUD)	31 (NZD/USD)	
8 (ZAR/JPY)	16 (EUR/USD)	24 (GBP/NZD)	32 (NZD/CAD)	

AUD=豪ドル、CAD=カナダドル、CHF=スイスフラン、EUR=ユーロ、GBP=英ポンド、HKD=香港ドル、JPY=日本円、NZD=ニュージーランドドル、SGD=シンガポールドル、TRY=トルコリラ、USD=米ドル、ZAR=南アフリカランド

5. 呼び値

【高速 FX】と同様です。☞ 取引要綱【高速 FX】5.呼び値

6. 取引レート

当社が通貨ペア毎に【FXTF MT4】のお取引画面にオファー価格※とビッド価格※を同時に提示します。

※ 「取引要綱【高速 FX】6.取引レート」記載の表をご参照下さい。

【FXTF MT4】の取引にあたり、当社からお客様に提示する為替レートは、ビッド価格とオファー価格で異なりますが、各々の提示レートは取引時刻に近接した時点のインターバンクレートを基準とし、市場動向等を勘案して当社が独自に決定します。

【FXTF MT4】の提示レートは、【FXTF MT4】が【高速 FX】【オート FX】とは別個の独立したサービスとして提供しておりますので、【高速 FX】【オート FX】で提示するレートとは異なる【FXTF MT4】専用の提示レートとなります。

最新の提示レートについては、【FXTF MT4】の取引画面（主要プラットフォーム画面上の「気配値表示ウィンドウ」またはツール「新規注文」で表示される「注文の発注」ウィンドウ）でご確認いただけます。手動でお取引いただく際には必ず最新の提示レートをご確認ください。

【システム取引機能（EA.Scripts※）に関する注意事項】

システム取引機能（EA.Scripts）をご利用のお客様は必ずお読みください

(ア) 【FXTF MT4】のシステム取引機能（EA.Scripts）を利用する場合には、お客様ご自身で使用になる EA の詳細及び注意事項等を事前に確認し、EA 利用に伴うリスク等について十分にご理解いただいた上でご利用下さい。

(イ) 【FXTF MT4】のシステム取引機能（EA.Scripts）を利用して注文する場合には、お客様ご自身で使用になる FX 自動売買プログラムに必要な注文の指示事項をご確認ください。

(ウ) 【FXTF MT4】のシステム取引機能（EA.Scripts）を PC にインストールした場合、PC で配信レートを受信してから、そのレートを EA 専用ウィンドウに表示させるまでにタイムラグが発生する場合がございます。これは、インストールした EA によっては、PC が配信レートを受信しても、そのレートが即座に画面表示されるわけではなく、レート情報を一端 PC 上でプログラム処理してから表示させる仕様となっているケースがあるためです。EA を利用する際には、インストールする EA がお客様の PC の取引環境に与える影響や EA 使用に必要な PC のスペック等をご自身で必ずご確認の上、EA 利用に伴うリスク等を十分に認識した上でご利用下さい。

※ EA とは Expert Advisor の略称で、MT4 など FX 取引プラットフォームに組み込むことにより、FX 自動売買を行うプログラムを一般にこう呼んでいます。

7. 取引注文

(1) 注文の種類及び内容

【FXTF MT4】の取引注文の種類は次表のとおりとなっております。

注文の種類	マニュアル取引（手動）
成行き	可
指値	可
逆指値	可
OCO	決済のみ可
IF DONE	可
トレールストップ	可

注 1) 各々の注文の内容については「取引要

綱【高速 FX】7.取引注文」をご参照下さい。

注 2) 【FXTF MT4】のシステム取引機能（EA.Scripts）を利用する場合には、ご自身で取引可能な注文の種類を設定していただく必要があります。

(2) 注文の指示事項

【FXTF MT4】の注文をするときは、次の事項を正確に指示して下さい。

- ユーザ名及びパスワード
- 通貨ペアの種類
- 注文の種類
- 注文の区別（売り・買い、新規・決済）
- 取引金額（取引数量）

※ 【FXTF MT4】のシステム取引機能（EA.Scripts）を利用する場合には、お客様ご自身でご使用になる FX 自動売買プログラムに必要な注文の指示事項をご確認ください。

8. ポジション決済及びロールオーバー

【FXTF MT4】におけるポジションの決済や金銭の授受、ロールオーバーの仕組みは、【高速 FX】における仕組みと違いはありません。詳しくは、「取引要綱【高速 FX】8.ポジション決済及びロールオーバー」をご参照ください。

9. スワップポイント

【FXTF MT4】のスワップポイントは、売買される両通貨の金利差を基準として当社が独自に決定します。同じ通貨ペアであっても、【FXTF MT4】のスワップポイントと【高速 FX】【オート FX】のスワップポイントは異なります。また、スワップポイントは市場動向を反映して予告無く変更されること

があります。最新の【FXTF MT4】のスワップポイントにつきましては、当社のホームページ「外国為替情報」の「FXTF MT4 スワップポイント」に掲載しておりますのでご参照下さい。

スワップポイントの概要、仕組み、留意点等につきましては、「取引要綱【高速 FX】9.スワップポイント」をご参照ください。

10. 証拠金

A) 当初証拠金（Initial Margin）

【FXTF MT4】に初回のログインをするにあたっては、口座開設後の初回最低預入金額（「当初証拠金」）の規定はありませんが、お客様がお取引を開始するためには必要な証拠金を、お取引開始前に当社が指定する「MT4 口座」において保有している必要があります。但し、証拠金の差し入れは、現金のみで有価証券により充当することはできません。

B) 取引証拠金（Necessary Margin）

【FXTF MT4】でお取引をする際、お客様は新規注文（注文訂正を含む）を行う毎に取引対象通貨ペアの新規建て玉時（注文訂正時を含む）に必要な「取引証拠金」以上の金額を預託していただきます。「取引証拠金」は、当社で1取引単位のポジションを建てるために必要な証拠金（円貨表示）で下表の通り通貨ペア毎に金額は異なります。また、取引証拠金の金額は実際にお取引するときの実勢レートに基づき計算されるため、リアルタイムで変動します。詳細は、ホームページ「サービス案内」の「レバレッジ」『取引証拠金について』に記載していますので、実際にお取引を開始する際には必ずご確認ください。

【FXTF MT4】取引証拠金（全通貨ペア共通）

取引証拠金（1取引単位の想定元本の金額に対する取引証拠金の割合）		
個人のお客様 （一律適用）	法人のお客様 （選択した取引コースにより異なります。）	
4.00%	（レバレッジ）25倍コース	4.00%
	（レバレッジ）50倍コース	2.00%
	（レバレッジ）100倍コース	1.00%
	（レバレッジ）200倍コース	0.50%

C) 必要証拠金（‘Used margin’）

お客様がその時点で保有するポジションの新規建て玉時に、実際に利用した証拠金の総額です。

【FXTF MT4】では、前2の通り、新規建て玉時に必要な取引証拠金についてはリアルタイムで値洗いされますが、既に保有しているポジションの通貨ペア毎の利用証拠金は新規建て玉時の利用証拠金の金額が適用され、証拠金率判定時刻まで値洗いされません。

したがって、証拠金率判定時刻以外の時間帯においてもリアルタイムで利用証拠金を値洗いする【高速FX】の場合とは異なり、【FXTF MT4】では、ポジション保有期間中における通貨ペア毎の利用証拠金の金額は一定で、【高速FX】の「利用証拠金」と区別して「必要証拠金」と呼んでいます。

D) 維持証拠金（‘Maintenance Margin’）

【FXTF MT4】維持証拠金

個人のお客様		法人のお客様		
証拠金率判定時刻 ※1	証拠金率判定時刻 以外の取引時間帯		証拠金率判定時刻 ※1	証拠金率判定時刻 以外の取引時間帯
全体証拠金率 (※2) が 4.00% となる金額	【FXTF MT4】 証拠金維持率 (※3) が 50% となる金額	コース	【FXTF MT4】 証拠金維持率が	【FXTF MT4】 証拠金維持率が
		25倍	100%となる金額	50%となる金額
		50倍		
		100倍		
200倍	75%となる金額			

※1 毎営業日の 15 時 30 分～15 時 35 分の時間帯。

※2 全体証拠金率（=有効証拠金÷想定元本）は、お客様が保有するポジション（想定元本）に対して、正味の財産（有効証拠金）が現時点でどの程度あるか、即ち、口座全体の証拠金率を示しています。

※3 【FXTF MT4】の証拠金維持率は、「有効証拠金（純資産）」÷「必要証拠金」で計算され、お客様の必要証拠金の金額に対して、正味の財産（「有効証拠金（純資産）」）がその時点でどの程度あるかを計る指標です。必要証拠金は、証拠金率判定時刻以外の時間帯では保有ポジションが変動しないかぎり一定ですので、証拠金維持率は有効証拠金が増加（減少）すれば上昇（下落）することになります。一方、証拠金率判定時刻においては、必要証拠金はその時点の時価で値洗いされますので、証拠金維持率も値洗いされた必要証拠金で計算されることになります。

E) 証拠金の追加差入れ及び所定の日時まで差し入れない場合の取扱い

【高速 FX】と同様です。

☞ 「取引要綱【高速 FX】 10.証拠金 5. 証拠金の追加差入れ及び所定の日時まで差し入れない場合の取扱い」

F) 評価損益及びスワップポイントの取扱い

【高速 FX】と同様です。

☞ 「取引要綱【高速 FX】 10.証拠金 6. 評価損益及びスワップポイントの取扱い」

11. ロスカット

【FXTF MT4】では、お客様の「有効証拠金」（「純資産」）の額が、当社が定める一定の額を下回った場合、お客様の損失の更なる拡大を未然に防ぐためにお客様の未決済ポジションを反対売買することにより強制決済（ロスカット）いたします。

具体的には下記【FXTF MT4】のロスカット基準に該当した場合に、【高速FX】のロスカット基準とは異なり、**維持証拠金の水準を回復する水準まで、損失の大きいポジションから順に強制決済されます。**

保有期間の長いポジションから強制決済される【高速FX】【オートFX】とは、ロスカットの方法が異なりますのでご注意ください。

【FXTF MT4】のロスカット基準

個人のお客様		法人のお客様		
証拠金率判定時刻	証拠金率判定時刻 以外の取引時間帯		証拠金率判定時刻	証拠金率判定時刻 以外の取引時間帯
全体証拠金率が 4.00%未満 になった場合	証拠金維持率が 50%未満 になった場合	コース	証拠金維持率が	証拠金維持率が
		25倍	100%未満 になった場合	50%未満になった場合
		50倍		
		100倍		
200倍	75%未満になった場合			

また、ロスカットにかかる注文は、お客様に事前に通知することなく、成行き注文で行われます。したがって、ロスカットが行なわれた場合、お客様にとって不利益な価格での決済となる可能性があり、相

場が急激に変動した場合には、ロスカット（強制決済）があっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。

12. 有効証拠金及び余剰証拠金

「MT4 口座」の「有効証拠金」とは、お客様が「MT4 口座」において、預託している証拠金の残高に保有ポジションの評価損益及びスワップ損益を加減した金額（＝証拠金+未決済ポジションの評価損益+スワップ損益）で、「MT4 口座」に有するお客様の正味の財産です。この「有効証拠金」から「必要証拠金」を差し引いた金額を余剰証拠金といい、お客様はこの余剰証拠金の範囲内で新規注文及び出金が可能（但し、その場合は FX トレード口座への振替が必要となります。）です。

13. 証拠金の返還

証拠金の返還については、全て「FXトレード口座」を経由して行っていただきます。証拠金の返還に関する事項につきましては、「取引要綱【高速 FX】13.証拠金の返還」をご参照ください。

14. 資金の受け払い

【FXTF MT4】のお取引を行った際の資金の受け払いは、すべて【FXTF MT4】専用の「MT4 口座」を通じて行っていただきます。【FXTF MT4】をご利用いただくためには、予めお客様の「MT4 口座」を有効化しておく必要があります。口座開設と同時にデフォルト（初期設定）で有効化されているのは、【高速FX】用の「FXトレード口座」となっており、「MT4 口座」は【FXTF MT4】取引を希望するお客様のみを対象としたオプション口座で、初期設定の段階では有効化されていません。したがって、【FXTF MT4】取引を希望するお客様は、次の方法によりご自身で「MT4 口座」を有効化して下さい。

【口座開設申込時に有効化する方法】

当社のホームページ「口座開設」で、【FXTF MT4】取引を希望するか否かを所定のチェックボックスにチェックしていただくことで、「MT4 口座」を有効化することができます。

【口座開設後に有効化する方法】

お客様のマイページにログインしていただき、【FXTF MT4】取引を希望するか否かを所定のチェックボックスにチェックしていただくことで、「MT4 口座」を有効化することができます。

「FXトレード口座」から「MT4 口座」への証拠金の口座振替について

お客様は「MT4 口座」を有効化（アクティベート）した後に、実際に【FXTF MT4】をお取引いただくためには、必要な証拠金を「MT4 口座」に維持する必要があります。お客様は銀行振込等で直接、「MT4 口座」に入金することができませんので、お取引を開始する前に、「FXトレード口座」から「MT4 口座」にマイページでの「振替」機能をご利用いただくことで資金を移動することができます。お客様は振替たい出金額をご指定いただき出金を指示することで「MT4 口座」への出金が行われ、同時に「F

×トレード口座」残高から当該出金額が差し引かれます。逆に、「MT4 口座」に残高がある場合、「F×トレード口座」に振替えることができます。「MT4 口座」からお客様の銀行口座に直接出金することはできませんので、予めご了承ください。

15. FXTF MT4 に関する注意事項

- ① **【FXTF MT4】**取引システムには、FX 自動売買プログラム（EA:Expert Advisor の略）を**組み込むことができる機能**が基本仕様で搭載されており、お客様ご自身の責任と裁量で機械的に FX 自動売買を行うことができます。

当社は【FXTF MT4】取引システムに搭載されている当該機能を公開しているにすぎず、お客様にシステム自動売買サービスを提供するものではありません。【FXTF MT4】において、お客様がシステム売買を行う場合は、あくまでもお客様自身の責任において自由裁量で行っていただきます。

FXTF MT4i も EA のひとつで、当社は **【FXTF MT4】** をご利用のお客様限定で無料開放しています。MT4i とは、イギリスの MT4i.LLP が MT4 ユーザ向けに開発した取引拡張ツールで、世界的に幅広いユーザから支持されている EA のひとつでもあります。当社は MT4i.LLP から MT4i ソフトウェアに関する使用ライセンスの供与を受けて、当社 **【FXTF MT4】** ユーザ向けに日本仕様にアレンジし、**FXTF MT4i** として無料開放しています。

FXTF MT4i の利用をお考えのお客様は **FXTF MT4i 操作マニュアル（日本語版）** を用意しておりますので、マニュアルを熟読し、利用上の注意事項及び操作方法をご理解いただいた上でご利用下さい。

- ② **【FXTF MT4】**取引システムには、FX 自動売買プログラム（EA:Expert Advisor の略）を組み込む機能が基本仕様で搭載されており、お客様ご自身の責任と裁量で機械的に FX 自動売買を行うことができます。

当社は **【FXTF MT4】**取引システムに搭載されている当該機能を公開しているにすぎず、お客様にシステム自動売買サービスを提供するものではありません。**【FXTF MT4】**において、お客様がシステム売買を行う場合は、あくまでもお客様自身の責任において自由裁量で行っていただきます。

- ③ **【FXTF MT4】**取引システムでは、（複数の）売買プログラムを設定できる仕様となっていることから、お客様のプログラム設定により**両建となる場合があります**。「両建て」は、同一通貨ペアの売建と買建を同時に保有する各々の取引は独立した取引となるため、お客様にとっては預託する証拠金及びスプレッドが 2 重に発生するなど経済合理性に欠くため当社ではお奨めしていません。

- ④ 一般に、システム取引で成立したポジションにマニュアル操作でリミットオーダーやストップオー

ダーを設定し、その設定以降にシステムの判断により発注がなされた場合には、システムにより発注された注文が優先される場合があります。

- ⑤ **【高速 FX】** 及び **【オート FX】** **【HIGH・LOW】** の取引画面から **【FXTF MT4】** の注文発注はできません。
- ⑥ **【FXTF MT4】** の操作方法等については「**【FXTF MT4】** 取引マニュアル」をご参照ください。
- ⑦ お客様は、インディ・パ株式会社（投資助言・代理業 関東財務局長（金商）第 2333 号。以下「同社」という。）の「エキスパートラウンジ利用規約」にご同意頂くことで、同社が提供する情報サイト「エキスパートラウンジ」にアクセスし、当該サイトに掲載されている MT4 関連情報等入手することができます。しかし、それらはお客様が自らの投資判断を行う助けとなることのみを目的とするものであって、当社は直接的・間接的を問わず、お客様に対して取引のアドバイスを提供するものではありません。したがって、その正確性もしくは信頼性について一切責任を負いません。
- ⑧ 当社は、当社サイトにて提供している **【FXTF MT4】** のコンテンツ、プログラム・データ等に関し、明示的であるか黙示的であるかにかかわらず、いかなる種類の表明も保証もいたしません。お客様は、ご自身の責任でツール（スクリプト、インディケーター）をご利用になることに明示的に同意されたものとみなされます。
- ⑨ 通信回線やコンピュータ等の障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失、データへの不正アクセスにより生じた損害に関してお客様に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
- ⑩ 当社は、当社のウェブページ、サーバ、ドメイン等から送られるメール、コンテンツ等に、コンピューター・ウィルス等の有害なものが含まれないことを保証いたしません。
- ⑪ 当社は、**【FXTF MT4】** 専用ツール（スクリプト、インディケーター）のご利用に関しては、お客様ご自身の判断と責任において、ツール（スクリプト、インディケーター）のダウンロード、インストールを行うものであり、当該ご利用時に起因する一切の責任は、お客様自身にあり、株式会社 FX トレード・フィナンシャルは免責されものとします。

【Ⅱ】通貨オプション取引

D)取引要綱【HIGH・LOW】

通貨オプション取引【HIGH・LOW】はPCによるオンライン取引（ブラウザ）のみが可能で、携帯電話によるお取引はできません。また、電話・FAXによるお取引は一切受け付けられませんので、あらかじめご了承ください。

1. 【HIGH・LOW】の概要

通貨オプション取引【HIGH・LOW】は、店頭外国為替証拠金取引のように通貨単位で取引する商品ではなく、お客様が買い手となり、プレミアム（オプション料）を支払って、オプションをお買付いただく商品です。

お客様は、購入したオプションの「約定レート」（いわゆる権利行使価格。「9.為替レート」参照。）が、そのオプションの「判定時刻」（いわゆる権利行使期限。「7.「判定時刻」参照。）において、お客様の思惑通り「判定レート」以上/以下となった場合は購入時に提示された所定のペイアウトを受け取ることができですが、思惑が外れた場合は購入したオプションは無価値となり、ペイアウトはありません。

また、【HIGH・LOW】において、オプションの判定（権利行使）は判定時刻に限られており、購入時から判定時刻までの間に、判定（権利行使）が行われることはありません。

さらに、【HIGH・LOW】では、オプションをご購入いただいたお客様が、権利行使の請求を行わなくても、判定時刻になるとその時点で有効なオプションについては自動的に権利行使（→自動権利行使）される仕組みになっています。※

※ 但し、判定時刻以前に、当社が別途定める方法に従って、お客様ご自身の判断に基づき、保有するオプションの権利を放棄した場合、当該オプションの判定は行われません。

☞「11.オプションの権利放棄」参照

2. 取引口座

【HIGH・LOW】は、お客様の「外国為替口座」内にある「通貨オプション口座」を利用してお取引いただけます。

オプション・プレミアムの支払い及びペイアウトの受取りは全てこの「通貨オプション口座」を通じて行われます。

【HIGH・LOW】ではお取引成立後直ちに取引金額と同額が「外国為替口座」内にある「通貨オプション口座」から自動的に差し引かれます。

【HIGH・LOW】では各オプションの判定時刻後速やかにペイアウトの有無が判定され、ペイアウトの金額がある場合はその同額が「外国為替口座」内にある「通貨オプション口座」に自動的に追加されます。

お客様は「外国為替口座」内にある「FXトレード口座」と「通貨オプション口座」との間で当社が定める方法により資金の口座間振替ができます。詳しくは「13.ペイアウト」をご参照ください。

3. 取引手数料

【HIGH・LOW】の取引手数料は無料です。

4. 取引通貨

【基本取引通貨】 日本円

【取引通貨ペア】 米ドル/円、ユーロ/円、ポンド/円、豪ドル/円の4通貨ペア

【オプション名】： お客様が、お取引いただく個々のオプション取引の名称を「オプション名」といいます。例えば、午前10時の時点においてお客様が日本時間16時の為替相場を現状よりも円安（ドル高）になると予想して、米ドル/日本円のバイナリーオプション“HIGH”を選択し、購入いただいた場合、お取引いただいたオプションの「オプション名」は【PM4（ピーエムフォー）USDJPY HIGH】となります。

5. 取引時間

原則として、【HIGH・LOW】の取引時間は下記の通りとします。但し、年末年始、取扱通貨国の共通の休日の取引時間は、当社が別途定めるものとします。

米国東部標準時：日本時間の月曜日午前7時から土曜日午前6時40分まで。※

米国東部夏時間：日本時間の月曜日午前7時から土曜日午前5時40分まで。※

また、各オプションの取引時間は、「7.判定時刻」記載の通りとなります。

※上記時間内においても、システムの日次処理、バックアップ処理及びその他必要なシステムメンテナンスのために、一時的にお取引いただけない場合があります。その場合には、当社が取引開始前に別途取引時間を定めたくえ、取引画面にてお知らせするものとします。

6. 取引注文受付時間

上記5の取引時間内において、お客様の取引注文の受付時間は、当社がオプション毎に別途定める取引注文受付開始時刻に開始し、取引受付終了時刻に終了となります。実際にお取引いただく際には、オプション毎に設定された受付開始時刻及び受付終了時刻を、専用取引画面又は当社ホームページで必ずご確認ください。また、受付けた注文をキャンセルすることはできませんのでご注意ください。各オプションの判定時刻については、「7.判定時刻」をご参照下さい。

7. 判定時刻

【HIGH・LOW】では、通貨ペア毎に個別に判定時刻が設定されています。個々のオプションの判定時刻につきましては、当社ホームページに記載いたしますが、お客様が実際にお取引いただく際には、取引予定のオプションの判定時刻を予めご確認ください。また、お客様が実際にお取引いただく際には、取引予定のオプションの判定時刻を予めご確認ください。

個別の判定時刻は、市場実勢レートから著しく乖離が認められる異常レート配信、通信・システム障害の発生等、やむを得ない突発的事象の発生により開始されたオプション取引が無効又は取消とならない限り、当社がそのオプション取引を開始した後に変更することはありません。

一方、個々のオプションの取引開始前については、重要経済指標の発表、経済情勢の激変、為替相場の急変等の事情により、取引時間又は判定時刻を変更又は取り消す場合があります。当社は取引時間又は判定時刻を変更又は取り消す場合は、事前に当社ホームページに掲載して、その旨を告知いたします。

8. 取引金額及び取引限度

【取引単位】 全通貨ペア共通で取引毎に 1,000 円以上、1 円単位。

【最大プレミアム】 次表の通り（全通貨ペア共通）。※1

取引注文 1 回当たり	1 オプション当たり	保有オプション限度額※2
2 万円	50 万円 ※3	100 万円

※1 当社は、当社の審査基準に基づき、お客様の知識、経験、資力、目的に照らして、【高速FX】の建玉限度額の設定と同様に、上記【最大プレミアム】の金額の範囲内で、お客様毎に【HIGH・LOW】取引に係る限度額を個別設定します。

※2 お客様が保有できるオプションの総額、即ち、未清算（判定前）オプションの支払プレミアムの総額は最大で 100 万円となっています。

※3 1 オプション当たりの取引注文回数は、最大 25 回に制限されています。但し、お客様が後述する「11.オプションの権利放棄」の定めに従い、購入したオプションの権利放棄を実行した場合には、権利放棄した当該オプションの購入に係る取引回数は、当該取引注文回数にカウントされません。

9. 為替レート

「1. 【HIGH・LOW】の概要」でご説明のとおり、【HIGH・LOW】において、お客様はオプション購入時の為替レートの水準に対して、判定時の為替レートが円安となるのか、円高となるのかを二者択一で予想することになります。

【HIGH・LOW】の取引において、お客様が行うお取引は買付のみで売付はありません。買付価格は、お客様が購入時に当社にお支払いいただくプレミアム（オプション料）となり、常に固定された倍率（固定価格）**1.00倍**で表示されます。お客様が予想した通りの結果となった場合には購入時にお支払いいただいたプレミアムに所定のペイアウト倍率を乗算した金額を受取ることができ、予想に反した結果となった場合には購入したオプションが無価値になり、結果的に購入時に支払ったプレミアムを全額失うこととなります。

【HIGH・LOW】専用取引画面上に表示される為替レートは、外国為替証拠金取引のように買値・売値（2WAY）で提示される取引レートではなく、【HIGH・LOW】取引システムに関する使用ライセンスを供与する「システム提供元」（マーケットパルス社：Markets Pulse ※）が、契約するレート配信元の市場実勢レートを合成した一本値のレートで、オプションの本源的価値を計算する際に使用するパラメータ（変数）として使用する原資産（対象通貨ペア）の評価レートとなります。

※マーケットパルス社：Markets Pulse Ltd. （7 Haimaot Street, Nes Tziona 74025, Israel.）

URL：<http://www.marketspulse.com/>

したがって、【HIGH・LOW】取引システムで表示される為替レート、「判定レート」及び「約定レート」（下表参照）の決定については、取引の公平性を高めるため、当社自身が行うのではなく、「システム提供元」が行うという方式になっております。

当社は「システム提供元」が表示した為替レートについてモニタリングを行います。

約定レート	オプションの権利行使レートに相当し、お客様が購入するオプションの「システム提供元」がリアルタイムの市場実勢レートを基に、取引対象オプションの通貨ペア毎に表示するレートで、お取引するタイミングによって異なります
判定レート	取引対象オプションの通貨ペア毎に判定時刻における市場実勢レートを参考に「システム提供元※」が【HIGH・LOW】専用の取引画面に提示する一本値の為替レートです。購入締切時刻を過ぎると、専用画面に提示されている「約定レート」で購入することができなくなり、判定時刻になるとその時点で「判定レート」が提示されます。

10. 取引のキャンセル及び終了

お客様はオプションを購入した後に取引をキャンセルすることは出来ません。また、決済（反対売買）を行う必要はありません。お客様は購入した HIGH(LOW)オプションの判定時刻に思惑通り判定レートが約定レート以上（以下）となった場合は、所定のペイアウトを受け取ることができます（判定レートと約定レートが同一の場合は、お支払いいただいたプレミアム相当額がそのままペイアウトの金額となります。）。一方、思惑が外れた場合は購入したオプションが無価値となり、購入時にお支払いいただいたプレミアムを失うこととなります。したがって、お客様の最大損失額は支払ったプレミアムの範囲内ということとなります。

また、ロールオーバーがないため、全ての取引が一日の取引時間内で終了いたします。

但し、市場実勢レートから著しく乖離が認められる異常レート配信、通信・システム障害の発生等、やむを得ない突発的事象の発生した場合、開始後であってもオプション取引自体を無効又は取消とする場合があります。その場合、当社はホームページにその理由・詳細等を掲載して告知いたします。

【お取引いただいたオプションの受渡日について】

お客様が、購入したオプションの受渡日は、原則として、当該購入を行った日の翌々営業日（※）となっています。当社は、当該オプションの受渡日前に受渡未了のまま取引システム上でペイアウトの自動処理を行います。当該オプション損益のお客様資産への帰属が最終的に確定するのは受渡日となります。

※当該翌々営業日が通貨ペアの外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日にあたる場合には、日本、当該母国市場又は米国市場に共通する翌営業日とします。

11. オプションの権利放棄

お客様は、オプションを購入した後に取引をキャンセルすること、決済（反対売買）することはできませんが、保有するオプションの権利については、当社が別途定める所定の条件に従い、お客様ご自身の判断に基づき、放棄することができます。

オプションの権利放棄は、お客様がオプションを購入した後に、権利放棄が成立した場合に判定前に返金される金額（但し、当該オプションのペイアウト額を上回らない）が取引画面上に表示されますので、これにご同意いただいた上で「権利放棄」をオンライン上でお申込みいただき、当社が取引システム上で受付・承認すると、自動的に「権利放棄」が実行されることとなります。「権利放棄」による払戻しは「権利放棄」の実行の都度、権利放棄が確定した後、システム処理され、お客様の通貨オプション口座に自動的に反映されます。

【権利放棄に関する重要な注意事項】

お客様は、権利放棄しようとするオプションが正常にオンラインで購入いただける取引可能時間に限り、権利放棄をお申込みいただけます。したがって、異常レート配信その他システム障害の発生等により当該オプションのお取引自体が出来ない、あるいは無効、取消しとなった場合には、権利放棄はできません。当該オプションの購入時期が、システム障害の発生前で正常にご購入をされたものであっても、一切の権利放棄はできませんのでご了承ください。

また、権利放棄しようとするオプションが正常にオンラインで購入いただける場合において、権利放棄の条件等に関する取引画面上での表示が、合理的な理由から明らかに誤表示であると当社が判断した場合には、権利放棄自体を無効とさせていただく場合もございます（但し、当社は、遅滞なくその旨をホームページ上のお知らせ又は電子メールで通知するものとします。）。その場合は、当社からお客様への通知の有無に関わらず、当該オプションの権利放棄は実行されなかったものとして、その後も有効なオプションとして取り扱われます。

オプションの権利放棄の条件等、権利放棄の詳細については、当社ホームページ「取引システム」及び【HIGH・LOW】取引画面上に記載しますので、ご確認ください。

12. ロスカット

【高速FX】、【オートFX】、【FXTF MT4】とは異なり、【HIGH・LOW】にはロスカットはありません。

13. ペイアウト

成立したオプション取引について、判定時刻の「判定レート」が「約定レート」に到達していると当社が判定した場合には、お客様はペイアウト（購入時にあらかじめ決められていた金額）を受け取ることができますが、「約定レート」に到達していないと当社が判定した場合には、ペイアウトの対象とはなりません。

ペイアウトは、判定後に速やかにお客様の「通貨オプション口座」に振替入金されます。但し、「通貨オプション口座」から直接出金することはできません。お客様が出金される場合は、一度、「FXトレード口座」に「通貨オプション口座」から振替入金（1日当たりの振替入金限度額 200 万円）を実行していただいた後、「FXトレード口座」から通常の出金手続きをしていただく必要があります。

【判定例】

お客様が、USDJPY の円安（ドル高）を予想して、「HIGH」のバイナリーオプションを 1000 円分（約定価格@82.000JPYUSD）購入した場合の例（購入時のペイアウト倍率：1.90）

お客様の約定レート	当社の判定レート		当社の判定	ペイアウトの有無 ※	お客様のペイアウト
購入時	判定時		判定時	判定後速やかに	ペイアウト時
82.000	円安 (ドル高)	82.002	○	有	1900 円
		82.001	○	有	1900 円
	-	82.000	△	有	1000 円
	円高 (ドル安)	81.999	×	無	0 円
		81.998	×	無	0 円

※ 判定時刻よりも前に市場実勢レートがお客様の約定レートを上回っていても、判定時刻時点において判定レートがお客様の約定レートを上回っていない場合には、ペイアウトの対象となりませんのでご注意ください。

※ ペイアウトの金額は、オプションごとに異なりますので、お取引される前に取引画面上でご確認ください。

14. 資金の受け払い

お客様から当社への証拠金の預託及び返還については、従来通り【高速FX】用の「FXトレード口座」で行います。したがって、店頭外国為替証拠金取引【高速FX】のみ取引されるお客様は、特に必要な手続き等はございません。

【高速FX】のほか、【HIGH・LOW】のお取引を希望されるお客様は、以下の内容をお読みの上、お取引いただく前に必要な手続きを行っていただく必要があります。（数分で終了します。）

※ 資金の受け払い等の詳細については、当社ホームページにてご確認ください。

【HIGH・LOW】をご希望のお客様

【HIGH・LOW】のお取引を行った際の資金の受け払いは、すべて【HIGH・LOW】専用の「通貨オプション口座」を通じて行っていただきます。「通貨オプション口座」をご利用いただくためには、予めお客様の「通貨オプション口座」を有効化しておく必要があります。口座開設と同時にデフォルト（初期設定）で有効化されているのは、【高速FX】用の「FXトレード口座」となっており、「通貨オプション口座」は【HIGH・LOW】取引を希望するお客様のみを対象としたオプション口座で初期設定

の段階では有効化されていません。したがって、【HIGH・LOW】取引を希望するお客様は、次の方法によりご自身で「通貨オプション口座」を有効化して下さい。

【口座開設申込時に有効化する方法】

当社のホームページ「口座開設」で、【HIGH・LOW】取引を希望するか否かを所定のチェックボックスにチェックしていただくことで、「通貨オプション口座」を有効化することができます。

【口座開設後に有効化する方法】

お客様のマイページにログインしていただき、【HIGH・LOW】取引を希望するか否かを所定のチェックボックスにチェックしていただくことで、「通貨オプション口座」を有効化することができます。

「FXトレード口座」から「通貨オプション口座」へのオプション投資資金の口座振替について

お客様は「通貨オプション口座」を有効化（アクティベート）した後に、実際にバイナリーオプション【HIGH・LOW】をお取引いただくためには、必要な投資資金を「通貨オプション口座」に維持する必要があります。お客様は銀行振込等で直接、「通貨オプション口座」に入金することができませんので、お取引を開始する前に、「FXトレード口座」から「通貨オプション口座」にマイページでの「振替」機能をご利用いただくことで資金を移動することができます。お客様は振替たい出金額をご指定いただき出金を指示することで「通貨オプション口座」への出金が行われ、同時に「FXトレード口座」残高から当該出金額が差し引かれます。逆に、「通貨オプション口座」に残高がある場合、一日（正午から翌日の正午迄）当たり200万円以内で「FXトレード口座」に振替えることができます。「通貨オプション口座」からお客様の銀行口座に直接出金することはできませんので、予めご了承ください。

※ お客様の「オートFX口座」内の証拠金及び「通貨オプション口座」内の資金の残高は「FXトレード口座」の純資産残高と合算し、お客様の外国為替取引にかかる証拠金として、法令でFX業者が義務付けられている顧客区分管理信託により全額信託保全されます。

10. 外国為替取引用語集

I. 外国為替証拠金取引に関する主要な用語

A) 【高速FX】関係

あ 維持証拠金（いじしょうこきん）

保有ポジションを維持するために割り込むことができない最低限必要な証拠金。

受渡決済（うけわたしけっさい）

店頭外国為替証拠金取引の場合は、売付けた通貨を引き渡して買付けた通貨を受け取ることにより決済する方法を受渡決済といいます。

売建玉（うりたてぎょく）

売付取引のうち、決済が終了していないもの。売りポジション、ショートポジションとも言います。

オファー(Offer)

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすること。顧客はその価格で買い付けることができます。

か 買建玉（かいたてぎょく）

買付取引のうち、決済が終了していないもの。買いポジション、ロングポジションとも言います。

買戻し（かいもどし）

売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引。

カバー取引（カバーとりひき）

金融商品取引業者が顧客を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は店頭外国為替証拠金取引をカバー取引といいます。

金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者。

さ 差金決済（さきんけっさい）

先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法。

指値注文（さしねちゅうもん）

価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文。これに対し、あらかじめ値段を定めないで行う注文を成行き注文といいます。

資産合計（しさんごうけい）

お客様の取引口座でお預かりしている現金と決済済みの取引から生じた損益の合計額で、当社では「口座残高」とも呼んでいます資産合計（「口座残高」）にポジション評価損益、スワップ損益等を加味した資産を純資産（☞「純資産」）として使い分けています。

出金可能額（しゅっきんかのうがく）

お客様がお引き出し可能な金額で、純資産から利用証拠金を差し引いた金額を出金可能額（『余剰金』）といたします。お客様はこの出金可能額の範囲内で新規注文及び出金が可能です。

純資産（じゅんしさん）

お客様が当社に預託している証拠金の残高に保有ポジションの評価損益及びスワップ損益を加減した金額でお客様の取引口座内の正味の財産を表しています。正確には「口座残高」+「ポジション評価損益」+「スワップ損益など未記帳の損益・手数料」の合計額です。

証拠金（しょうきん）

先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金（お客様が当社と店頭外国為替取引を行うに当たり、当社がお客様から担保としてお預かりする金銭）。

証拠金率（しょうきんりつ）

証拠金率には、通貨ペア毎のレバレッジと密接な関係がある『取引証拠金率』とポジション総額（想定元本、取引時価総額）に対する純資産の割合である『全体証拠金率』があります。（☞『取引証拠金率』、『全体証拠金率』）

証拠金維持率（しょうきんいじりつ）

お客様が現在利用している証拠金の金額に対して、お客様の正味の財産（純資産）が現時点でどの程度あるかを計る指標を証拠金維持率（ $\text{＝純資産} \div \text{利用証拠金}$ ）といたします。

証拠金使用率（しょうきんしょうりつ）

証拠金維持率の逆数で、「利用証拠金」の「純資産」に対する比率（ $\text{利用証拠金} / \text{純資産}$ ）です。お客様が、正味の資産のうちどれだけ証拠金を使用しているかをあらわしています。

スワップポイント(Swap Point)

店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといたします。

全体証拠金率（ぜんたいしょうきんりつ）

お客様の口座全体の証拠金率を全体証拠金率（ $\text{＝純資産} \div \text{ポジション総額}$ ）といたします。全体証拠金率は、お客様が保有するポジションの総額に対して実際にいくら証拠金を利用しているかを示しています。

た 追加証拠金（つかしょうきん）

証拠金残高が相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金。

デリバティブ取引（デリバティブとりひき）

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引。先物取引及びオプション取引を含みます。

店頭外国為替証拠金取引（てんとうがいくかわせしょうきんとりひき）

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金

取引を合成した取引をいい、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる店頭デリバティブ取引の一つです。

転売（てんばい）

買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引。

当初証拠金（とうしょしょうこきん）

取引口座を開設されたお客様が、取引注文をするときに最低限預託しなければならない証拠金。

特定投資家（とくていとうしか）

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

取引証拠金（とりひきしょうこきん）

1取引単位のポジションを建てるために必要な証拠金（円貨表示）で、通貨ペア毎に金額は異なり、実際にお取引するときの実勢レートにより変動いたします。また、ある通貨ペアのポジションを建てる際に、取引証拠金が1取引単位のポジションに対する比率を『取引証拠金率』といいます。

な 値洗い（ねあらい）

建玉について毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。

は 媒介取引（ばいかいとりひき）

金融商品取引業者が顧客の注文を他の金融商品取引業者に当該顧客の名前でつなぐ取引。

ビッド(Bid)

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすること。顧客はその価格で売り付けることができます。

評価損益（ひょうかそんえき）

お客様の保有するポジションの約定レートと評価レートとの差から算出された損益額。

ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引。

ら 利用証拠金（りようしょうこきん）

お客様が現在保有しているポジションを維持するために実際に利用している現時点の換算レートで計算された証拠金の総額です。

両建て（りょうだて）

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つこと。

レバレッジ (Leverage)

レバレッジとは、証拠金の何倍までポジションを建てられるかを倍率（＝新規ポジション÷取引証拠金）で示したものの。また、レバレッジは、『取引証拠金率』の逆数でレバレッジ 50 倍の状態とは証拠金率 2%の状態を意味しています。

ロスカット(Loss Cut)

金融商品取引業者が、顧客の未決済のポジション（建玉）を決済した場合に生じることとなる損失の額（値洗いによる評価損益及びスワップポイントを加減します。）が証拠金預託額に対し所定の割合に達した場合、損失の拡大を防ぐため、顧客の計算において建玉を反対売買して決済することをロスカット（強制決済）といいます。

ロールオーバー(Rollover)

店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すこと。

B) 【オートFX】 関係**さ 最大ドロダウン（さいだいどろーだうん）**

純資産のピークから純資産の谷への最大の落下幅のこと。

勝率（しょうりつ）

利益を出した取引の割合。

た 投資収益率（とうししゅうえきりつ）

投資額に対して得られる利益の割合。

トラックレコード(Track record)

過去の実績。

は プロフィット・ファクター(Profit factor)

利益対損失の比率。この比率は利益がどの程度損失を上回ったかを表します。1 を超える値は損失より多くの利益を生み出したことを意味します。

平均損益（へいきんそんえき）

1 回あたりの取引に対する平均的な収益の見込み額

平均損失（へいきんそんしつ）

損失を出した取引の 1 回あたりの平均損失。

平均利益（へいきんりえき）

利益を出した取引の 1 回あたりの平均利益。

C) 【FXTF MT4】 関係**あ インディケーター (Indicator)**

取引を行う上で参考とするテクニカル分析、指標の総称。罫線分析ツール

エキスパートアドバイザー (Expert Advisor、EA)

当該対象通貨ペアに組み込んだ場合にティック毎に実行されるメタトレーダー専用の MQL 言語で書かれたプログラム。一般的にはシステムトレード（自動売買）を行うことができるプログラムのこと。

オブティマイゼーション (Optimization)

メタトレーダーのバックテストの機能の一つで、いくつかのパラメータの値を変えながらバックテストを何度も繰り返し最適化を行う機能のこと。

か カスタムインディケータ（Custom Indicator）

導入当初から利用できるインディケータとは別に、独自で作成されたインディケータ（分析ツール）の総称。

コンパイル（Compile）

MQL 言語で書かれたソースコードを MT4 で実行させるための形式に変換させること。

さ スクリプト（Script）

さまざまな分析や取引を繰り返し行うにあたり、その分析や取引のプロセスを簡略化させるためにプログラム化したツール。

ストップロス（Stop Loss）

損失を抑えるために行う逆指値注文のこと。S/L と略される。損益にかかわらず逆指値注文を S/L と呼びこともある。

ストラテジーテスター（Strategy Tester）

メタトレーダーに付属しているバックテスト（過去データを使った EA のテスト）を行うための機能のこと。

た テイクプロフィット（Take Profit）

利益を確定させるために行う指値注文のこと。T/P と略される。損益にかかわらず指値注文を指すこともある。

ドローダウン（Draw Down）

純資産の落下幅のこと。※オートの表記と合わせています。

は バックテスト

過去のデータを利用して EA のテストを行うこと。ストラテジーテスターを使って実行することができます。

フォワードテスト

過去データを利用して行うバックテストに対し、未来のレートデータに対して行うテストのこと。リアルタイムで行うテストと、過去データを分割し、疑似的に過去と未来に分けて行うテストの 2 パターンがある。

ま マジックナンバー（magic number）

それぞれの EA が取引したポジションを認識するための識別番号のこと。

メタエディター（Meta Editor）

メタトレーダーに付属している MQL 言語の作成・編集を行うためのエディター。プログラムの作成、コンパイル等ができます。

その他店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語の解説については、当社ホームページ「用語集」をご参照ください。

II. 通貨オプション取引に関する主要な用語

D) HIGH・LOW 関係

あ アウト・オブ・ザ・マネー(Out of the Money)

「本質的価値」のないオプションのこと。オプションの買い手が権利行使をすると損失が生じる状態。コール・オプションの場合は原資産の市場の現在価格が権利行使価格より低いとき、プット・オプションの場合は高いときがこれに当たる。

アット・ザ・マネー(At the Money)

原資産の市場の現在価格とオプションの権利行使価格とが等しい状態。利益がゼロである状態。

アメリカン・オプション (American Option)

将来の一定期日までであれば、取引時間内のいつでも権利行使ができるオプション取引のこと。

イン・ザ・マネー(In the Money)

「本質的価値」のあるオプションのこと。買い手が権利行使をすると利益が生じる状態。コール・オプションの場合は原資産の市場の現在価格が権利行使価格より高いとき、プット・オプションの場合は低いときがこれに当たる。

オプション取引

将来の一定期日までに、特定の価格（権利行使価格）で、売付け・買付けする権利の取引。権利の対価（プレミアム）は、市場の需給によって変動するので、この変動を利用し、転売又は買い戻しを行うことにより、その差額を得ることもできる。

か 外国為替オプション取引

将来の一定期間内及び一定期日において、特定の通貨を特定の価格で買う又は売ることが出来る権利を売買する取引。買う権利をコール・オプションといい、売る権利をプット・オプションという。

権利行使（けんりこうし）

オプションの買い手がその権利を実行し、プット・オプションの場合は原商品の売付取引（売り手にとっては買付取引）を、コール・オプションの場合は原商品の買付取引（売り手にとっては売付取引）を成立・完結させることをいう。

権利行使価格（けんりこうしかかく）

ストライク・プライス（Strike Price）とも呼ばれ、オプションの買い手が権利行使をするときの原商品の価格としてオプションの取引時に決めた価格をいう。

権利行使期日（けんりこうしきじつ）

オプションの買い手が、権利行使をすることができる期日のこと。オプションの買い手が同期日（期間内）に権利を行使しないと、自動権利行使制度の適用のない限り、権利消滅となる。またタイプにヨーロピアン・オプションと、アメリカン・オプションとがある。

権利放棄（けんりほうぎ）

オプションの買い手が、その権利を行使せずに放棄すること。買い手によって権利放棄されたオプションの権利は消滅（無効）となる。

コール・オプション (Call Option)

ある資産をその時の市場の価格に関係なく、あらかじめ定めた価格(権利行使価格)で期日に買い付けることのできる権利を買い手に与える契約のこと。コール・オプションの売り手は原資産を売り付ける義務を負う。

さ 自動権利行使制度 (じどうけんりこうしせいど)

オプションの権利行使期日(又は期間内)にイン・ザ・マネーのものにおいて、買い手から権利放棄の意志表示のない限り、権利行使の申出があったものとして自動的に行使を取り扱うこと。

ストライク・プライス (Strike Price)

オプションの権利行使価格のこと。

た デジタル・オプション (Digital Option)

原資産価格が、権利行使期日に一定の条件を満たした場合に、一定のペイアウトがあるオプションのことで、バイナリーオプションともいう。デジタル・オプションでは、他のオプションや仕組債に応用されるケースがあり、権利行使価格を上回る又は下回らなければ受払いはゼロで、上回る又は下回れば一定(固定)の金額が受払いされる。

は バイナリーオプション (Binary Option)

将来の一定期間内又は一定期日において、原資産価格(為替相場)が権利行使価格(ストライク・プライス)を超えていると価値を持つが、到達していない場合は価値を持たないオプションのこと。

プット・オプション (Put Option)

ある資産をその時の市場の価格に関係なく、あらかじめ定めた価格(権利行使価格)で期日に売り付けることのできる権利を買い手に与える契約のこと。プット・オプションの売り手は原資産を買い付ける義務を負う。

ブラック・ショールズ・モデル (Black Scholes Model)

フィッシャー・ブラックとマイロン・ショールズの両氏が考案したオプション価格の算出モデル。計算に必要な①原資産の現在価格②オプションの権利行使価格③権利行使期日までの期間④権利行使日までの原資産のボラティリティ(価格変動率)⑤非危険資産利子率の5つの変数により、オプションの理論価格を算出する。

プレミアム (Premium)

オプションの対価のこと。そのオプションがどれくらいの価値を持っているかを表し、真正価値(本質的価値ともいい、現時点でオプションを行使した場合の価値)と時間価値(今後、どれくらいの利益が得られる可能性があるか)の合計額となる。

や ヨーロピアン・オプション (European Option)

将来の一定期日においてのみ権利を行使することができないオプション取引のこと。

その他

その他店頭外国為替オプション取引に関する主要な用語の解説については、当社ホームページ「用語集」をご参照ください。